

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成20年4月1日
(第9期) 至 平成21年3月31日

イー・ギャランティ株式会社

(E05665)

第9期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

イー・ギャランティ株式会社

目 次

	頁
第9期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	10
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【生産、受注及び販売の状況】	14
3 【対処すべき課題】	15
4 【事業等のリスク】	17
5 【経営上の重要な契約等】	20
6 【研究開発活動】	20
7 【財政状態及び経営成績の分析】	21
第3 【設備の状況】	23
1 【設備投資等の概要】	23
2 【主要な設備の状況】	23
3 【設備の新設、除却等の計画】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
2 【自己株式の取得等の状況】	37
3 【配当政策】	37
4 【株価の推移】	37
5 【役員の状況】	38
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	40
第5 【経理の状況】	46
1 【連結財務諸表等】	47
2 【財務諸表等】	73
第6 【提出会社の株式事務の概要】	97
第7 【提出会社の参考情報】	98
1 【提出会社の親会社等の情報】	98
2 【その他の参考情報】	98
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	99
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月24日

【事業年度】 第9期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

【会社名】 イー・ギャランティ株式会社

【英訳名】 e G u a r a n t e e , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江 藤 公 則

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5447-3577(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 馬 場 豊 吉

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5447-3577(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 馬 場 豊 吉

【縦覧に供する場所】 イー・ギャランティ株式会社 大阪支店
(大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号)
イー・ギャランティ株式会社 九州支店
(福岡県博多区博多駅前四丁目1番1号)
イー・ギャランティ株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市西区牛島町六番1号)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高 (千円)	—	—	—	—	2,703,318
経常利益 (千円)	—	—	—	—	482,957
当期純利益 (千円)	—	—	—	—	272,118
純資産額 (千円)	—	—	—	—	2,261,069
総資産額 (千円)	—	—	—	—	4,348,162
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	—	92,078.85
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	13,471.19
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	—	—	42.8
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	15.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	9.43
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	829,311
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△1,069,622
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	388,808
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	—	2,214,627
従業員数 (名)	—	—	—	—	80

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第9期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高 (千円)	681,933	1,041,756	1,421,338	1,930,359	2,703,318
経常利益 (千円)	57,852	143,878	196,625	331,100	492,499
当期純利益 (千円)	114,682	158,905	164,174	185,168	272,118
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	930,000	930,000	1,048,575	1,048,575	1,048,575
発行済株式総数 (株)	19,200	19,200	20,200	20,200	20,200
純資産額 (千円)	842,475	1,001,381	1,402,706	1,593,242	1,878,142
総資産額 (千円)	1,389,639	1,723,973	2,496,043	3,098,274	3,958,551
1株当たり純資産額 (円)	43,878.93	52,155.29	69,440.91	78,607.66	92,078.85
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間純利益配当額) (円)	—	—	—	—	1,500 (—)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	6,836.50	8,276.35	8,521.59	9,166.75	13,471.19
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	8,509.89	9,101.44	—
自己資本比率 (%)	60.6	58.1	56.2	51.2	47.0
自己資本利益率 (%)	21.4	17.2	13.7	12.4	15.8
株価収益率 (倍)	—	—	48.5	22.5	9.43
配当性向 (%)	—	—	—	—	11.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△51,925	476,428	431,521	634,403	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,775	△548,340	△938,189	815,782	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	497,565	—	223,179	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	971,343	899,431	615,943	2,066,129	—
従業員数 (名)	16	28	42	64	80

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第8期までの持分法を適用した場合の投資利益については、子会社及び関連会社がないため記載しておりません。

3 第5期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第5期及び第6期の株価収益率については、当社株式が非上場のため記載しておりません。

5 第9期より連結財務諸表を作成しているため、第9期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

当社の設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
平成12年 9月	東京都港区において、伊藤忠商事㈱の金融・不動産・保険・物流カンパニーの子会社として、主に電子商取引における決済サービスにおいてファクタリング会社が保有する金融債権の保証を目的として当社を設立
平成13年 11月	通常取引分野における企業間取引に伴う売上債権（※）を包括的に保証する「包括保証サービス」を企業向けに提供開始
平成16年 2月	包括ではなく1社からでも個別企業ごとの売上債権を保証する「個別保証サービス」を開始
平成16年 8月	ファクタリング会社以外の金融法人向け保証サービス(リスク・マーケット・サービス、略称：RMS)を本格開始
平成17年 4月	大阪市中央区に大阪支店開設
平成17年 10月	国内企業の輸出債権を保証の対象とする「海外向け債権保証事業」を開始
平成18年 5月	本社を東京都渋谷区に移転
平成18年 6月	大阪支店を大阪市中央区内で移転
平成19年 3月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成19年 5月	福岡市博多区に九州支店を開設
平成19年 12月	名古屋市中区に名古屋オフィスを開設
平成20年 8月	クレジット・クリエーション1号匿名組合（現・連結子会社）を設立
平成21年 3月	名古屋市西区に名古屋オフィスを移転

(※) 1 売上債権とは、手形を含む売掛債権をいいます。以下本書において同様であります。

2 平成21年4月付で名古屋オフィスを名古屋支店に名称変更しております。

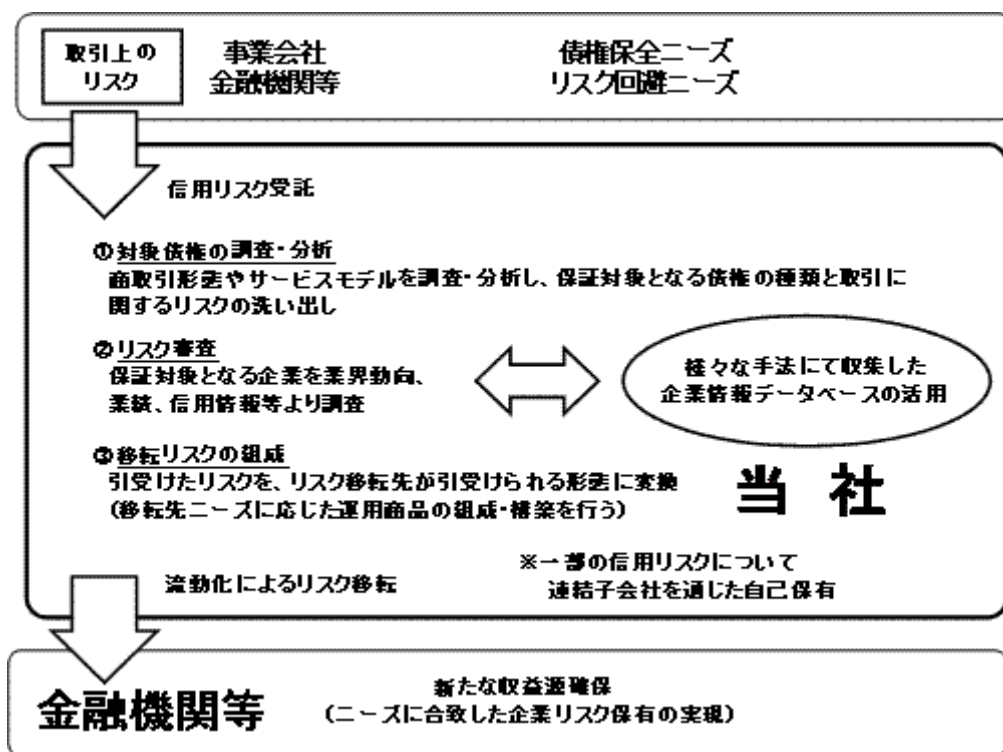
3 【事業の内容】

当社グループは、事業会社及び金融機関が企業間取引で負うことになる各種債権の未回収リスクの受託を行っております。当連結会計年度末日現在、独自の営業網として、東京本社、九州・大阪支店及び名古屋オフィスを展開し、また大手都市銀行や信託銀行、証券会社を始め、全国各地で強固な基盤を持つ地方銀行(当連結会計年度末提携数32行)、大手金融機関・一般企業の保険代理店及び商社等の一般企業との提携により、自社の経営資源によらない販売網を構築しております。これらの販売網を活用し、全国の企業に対して信用リスク受託の拡大を図っております。

このような営業展開による信用リスク受託に伴い、当社グループは多くの企業の倒産リスクにさらされ、多大なリスクを保有することになりますが、これらの信用リスク受託を円滑に実現するために、引受けるリスクを、情報提供会社等から入手した情報に加え、当社グループにて収集した定性的な情報を含む企業信用情報により構築したデータベースに基づき分析・審査を行ったうえで、信用リスクの移転を目的として業態の異なる多様な金融機関に流動化を行うとともに、一部の信用リスクについてはクレジット・クリエイション1号合同会社(当社の連結子会社であるクレジット・クリエイション1号匿名組合の営業者)への流動化を行っております。

当社グループは信用リスクの流動化にあたり、各金融機関・ファンド等が一種の運用商品のような形で信用リスクを引受けることができるよう、流動化先である各金融機関やファンド等のニーズに合致したリスクポートフォリオの組成を行うことで、魅力あるリスク商品の引受機会を提供しております。これら一連のプロセスを通じて信用リスク自体を顧客から仕入れ、流動化するというマーケットメーカーとしての役割を担っております。

(当社グループの機能)



本スキームにおいて当社グループの担う機能を段階別で説明すると下記のとおりです。

(1) 多様で分散可能なリスクを集める機能

当社グループは、顧客である事業会社や金融機関等の持つ多様な法人向け債権の未回収リスクを受託することにより保証料を得ます。事業分野を信用リスク受託に特化する形で経営資源を集中し、顧客ニーズに基づいた受託形態の開発を都度実施しており、当社グループ営業網に加え、大手都市銀行、信託銀行、証券会社を始め、商社、地方銀行、大手金融機関・一般企業の保険代理店子会社といった販売網を活用し営業活動を行います。これらの営業チャネルを活用することで、効率的な顧客獲得及び信用リスクに対する多くの企業ニーズを集めることが可能となります。

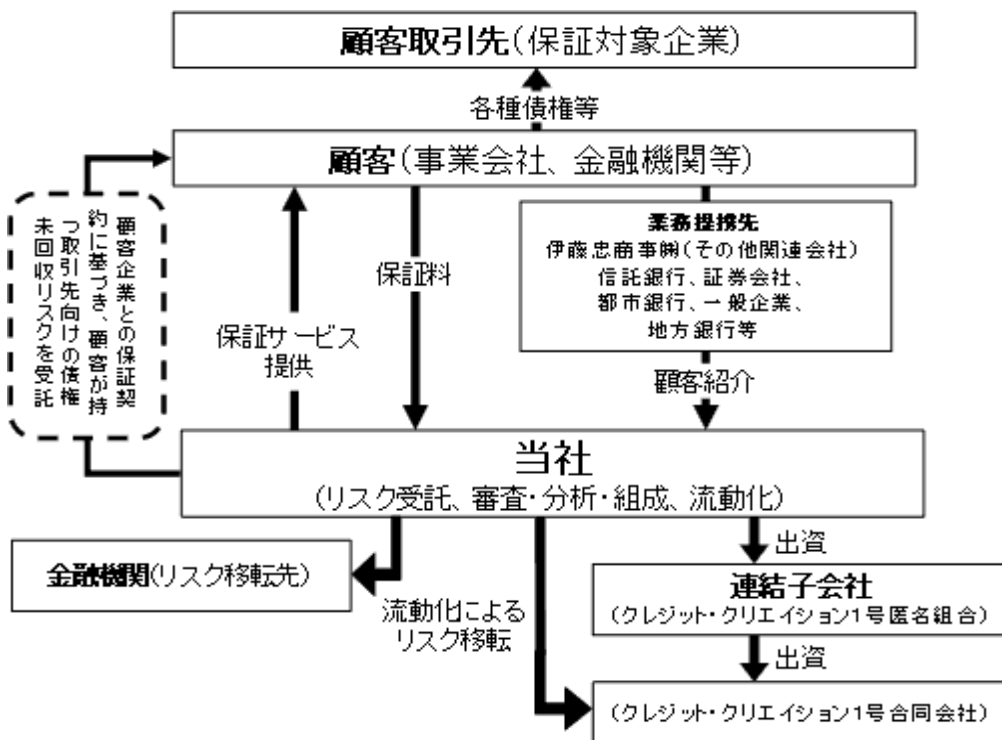
(2) 審査・分析によるリスクの定量化機能

信用リスク受託を行う前提として、債権及び債務が確立されていることが条件となりますが、取引が複雑化している昨今、請負契約の検収前債権など債権債務関係を明確にすることが困難な取引が増えてきております。そこで当社グループは、多種多様な取引における債権の未回収リスクの受託に取り組んできた実績を活かし、債権債務と信用リスクの所在を明確にし、信用リスクを流動化する金融機関等にとって明確で簡素化された形に信用リスクをグルーピングします。この過程で、当社グループは、当社グループにて収集した定性的な情報を含む企業信用情報データベースを、さらには必要に応じて外部からの企業信用情報を取り込み活用することで、審査・分析を通じてリスク度合いに応じて企業を分類し、信用リスク受託の対象となるよう定量化を図っております。

(3) 流動化先の投資ニーズを満たすポートフォリオの組成とリスク移転機能

審査・分析による定量化を終えたリスクは、流動化先となる金融機関等のニーズに合わせて、リスク度合い、最大リスク額、リスク移転コストのバランス調整を行い、リスク商品としてのポートフォリオ組成を行います。当該ポートフォリオについて、金融機関等へのリスク移転を図るほか、一部の信用リスクについては、クレジット・クリエイション1号合同会社（当社の連結子会社であるクレジット・クリエイション1号匿名組合の営業者）に対し流動化を行っております。

(事業系統図)



<当社グループの提供するサービス>

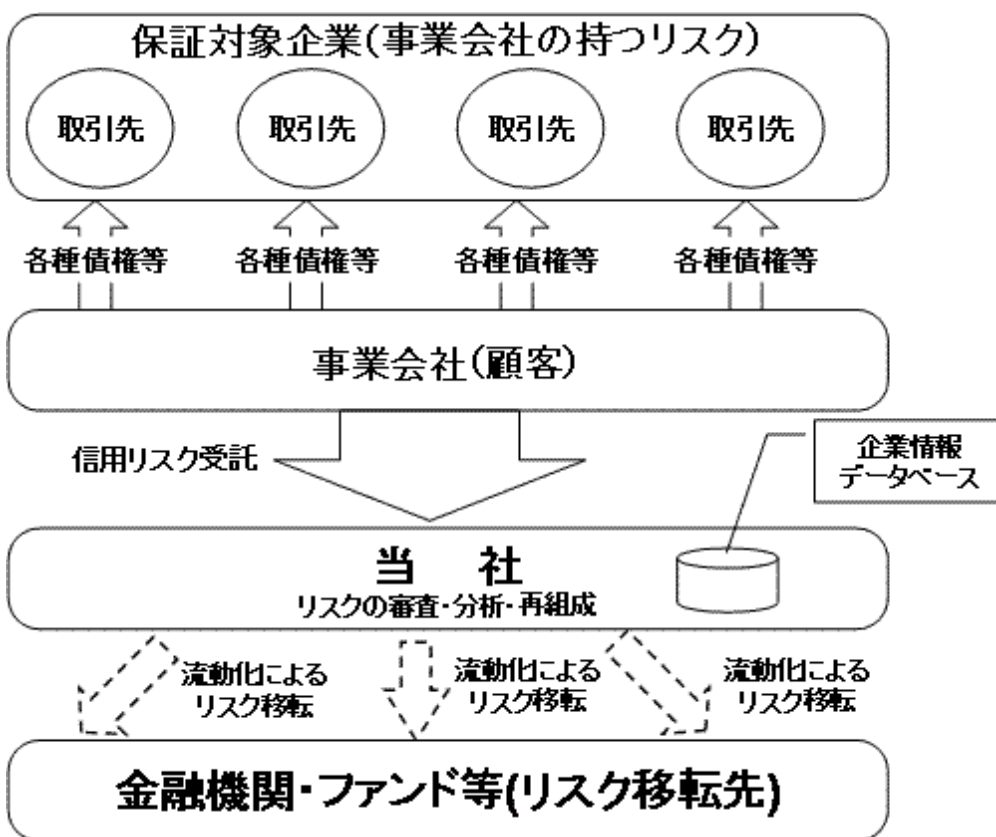
当社グループは「事業法人向け保証サービス」及び「金融法人向け保証サービス」を提供しております。

(1) 事業法人向け保証サービス

「事業法人向け保証サービス」とは、売上債権を主とした売買契約や請負契約等、事業会社間に生じる商取引上の債権の未回収リスクの受託を行うものです。本サービスは国内取引に関する信用リスク受託だけでなく、海外取引の際に生じる輸出債権に関する信用リスク受託も行っております。

本サービスは、契約先である顧客の取引先が倒産等の事由により債務不履行を起こした場合において、あらかじめ設定した支払限度額を上限に当社が保証金を支払うもので、顧客にとっては未回収リスクを最小限にすることが可能となります。顧客の保証ニーズにより「包括保証」と「個別保証」を提供しており、顧客は、保証規模や保証に対する予算等により自由に選択することができます。

「事業法人向け保証サービス」モデル



① 包括保証

契約先である顧客の取引先について、“売上順位”や“取引条件”等の基準でグルーピングした10社程度以上の取引先の信用リスクを当社が一括して包括的に引受けるものです。多数の取引先の信用リスクを受託することでリスクが分散されるため、取引先個社単位では顧客が負担する保証コストは大きく抑えられることとなります。また、リスクの高い取引先であっても、多数の取引先の信用リスクを受託することによりリスク分散が図られているので引受けが容易となります。

顧客は、取引先を幅広く保証対象としてリスクをヘッジすることで、取引先への与信管理業務を軽減することができるため、与信管理業務のアウトソーシングの実現、取引先倒産等による経営に対するインパクトを最小限に抑えることが可能となります。また、顧客は新規ビジネス展開や販売拡大に合わせて当社の包括保証を導入することで「攻めの経営」を行うことができ、効率的なリスクコントロールが可能となります。

「包括保証」では、取引形態に合わせた保証料の課金方式を提供しており、主な課金方式は次のとおりです。

イ) 売上高課金方式

取引先（保証対象先）の毎月の売上高実績に対して、取引先毎に設定した保証料率にて課金を行うものです。販売の繁忙期、閑散期といった売上高の増減に連動した課金となりますので、契約先である顧客にとっては保証コストの管理が容易となります。

暖房器具等の季節要因に販売が左右される商品の取引、スポット性の高い取引、新規ビジネスや販売拡大戦略実施の際など、年間を通じて売上の変動が大きく、売上予想が困難な取引先に対する保証に適しています。

ロ) 限度額課金方式

実際の取引金額に関係なく、予め設定した保証限度額に対して、年率により保証料の課金を行うものです。契約先である顧客にとっては契約の時点で保証コストが確定できるほか、売上高課金方式のように月々の売上高実績を当社に通知する必要もありません。

取引先に対する毎月の売上高が年間を通して大きな変動がなく、一定の債権残高が常にある企業に適しています。

② 個別保証

契約先である顧客が保証を希望する取引先について1社単位で信用リスクを受託するものです。

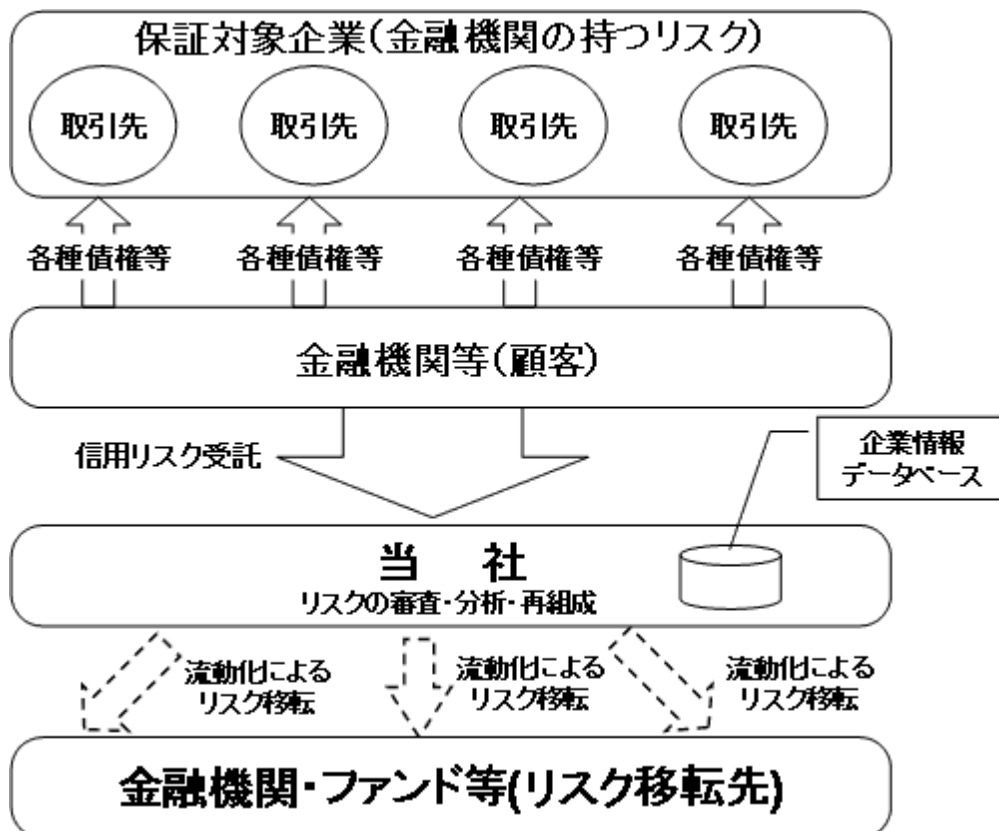
顧客は、自由に選択した保証希望先に限定し信用リスクをヘッジすることが可能であり、少ないコストで利用ができます。個別保証は、限度額課金方式のみとなります。

自社において確立された審査機能を持つ企業や、中小企業などリスクヘッジへのコストが限定された企業、特定取引先への売掛発生比率が高いため有事におけるインパクトが大きい企業などに適したサービスです。

(2) 金融法人向け保証サービス

「金融法人向け保証サービス」とは、金融機関等の保有する各種債権における信用リスクを受託するサービスです。このサービスを当社では「リスク・マーケット・サービス、略称：RMS」と呼び、当社が信用リスクを受託し、リスク移転先のニーズに応じて運用商品として組成し、金融機関等に信用リスクを流動化することにより、金融機関等の保有する信用リスクを交換する市場を提供しております。

本サービスは、事業法人向けの保証手法と信用情報集積機能を活かし、金融機関等が自ら行う信用保証事業の再保証による信用リスク受託のほか、債権流動化等の各種金融サービスを提供する際に発生する立替払い債権やその他の金融債権の信用リスク受託を行います。



「金融法人向け保証サービス」の主なサービスとしては、企業向けに売上債権等の保証事業を行う際に発生する金融債権に伴うリスクを受託するサービス、クレジットカード会社等が保有する法人向け立替払い債権や加盟店向けの返還請求権に伴うリスクを受託するサービス、主に金融機関等が行う売掛債権及び手形債権の買取りに対する未回収リスクを受託するサービスがあります。

契約先となる金融機関等は本サービスを利用することにより、今まで信用力不足により債権買取りや債権流動化が困難であった取引先へのサービスの提供や、企業の保有する売上債権等の保証事業への新たな取り組み等が可能となります。

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社等

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 伊藤忠商事株式会社 (注) 1	東京都港区	202,241	総合商社	被所有割合 31.7	同社は当社の保証サービスを利用しているほか、当社の保証サービスにおける代理店業務を行っております。 当連結会計年度末日現在同社従業員1名を役員として受け入れております。(注) 2

(注) 1 伊藤忠商事(株)は、有価証券報告書提出会社であります。

2 当社は、業務・管理両面から経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の提言を得るべく、その他の関係会社である伊藤忠商事(株)より非常勤役員を招聘しております。当連結会計年度末日現在における伊藤忠商事(株)からの非常勤役員は以下のとおりであります。

当社グループにおける役割	氏名	伊藤忠商事(株)グループにおける役職
取締役(非常勤)	五十嵐 眞	伊藤忠商事(株) 金融・保険部門長代行

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容
クレジット・クリエイション1号匿名組合 (注) 1、2	東京都千代田区	800,000	信用保証事業 (企業の信用リスクへの投資)	—	当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。

(注) 1 特定子会社であります。

2 当該匿名組合は、クレジット・クリエイション1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が51%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成21年3月27日改正)」を適用し、子会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
信用リスク受託・流動化事業	80
合計	80

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
80	29.2	1.5	4,105

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3 従業員数が平成20年3月31日現在と比較し、16名増加しておりますが、事業拡大による人員の増加によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はしていません。

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国を発端とする世界的な金融不安、同時不況の影響により、輸出企業をはじめとし、企業収益の大幅な落ち込みや雇用環境の悪化等、景気後退が鮮明になりました。また、企業の設備投資の縮小や個人消費意欲の減退等、景気後退は実体経済へも波及いたしました。

当社グループを取り巻く環境として、平成20年度における企業の法的整理による倒産件数は13,234件と前年度比16.8%の増加となり、販売不振に陥る企業や、資金繰りに窮する企業等の不況型倒産が相次ぎました。また、上場企業においては、平成20年度の倒産件数が戦後最悪の45件となりました（帝国データバンク調べ）。

このような環境下、信用リスク保証サービスは堅調に推移いたしました。信用リスクの急速な高まりにより、問合せ数が増加いたしました。特に年度中盤からは取引先の倒産による自社の資金繰り悪化を懸念する企業からの問合せが増加するとともに、不況時であっても安定した取引を継続したいというニーズをもつ大企業からの問合せが増加いたしました。

一方で、引受けるリスクに基づいて契約を細分化するとともに、経済環境の変化に対応してリスクポートフォリオの優良化を図ることを目的として、既存契約におけるリスク入れ替えと新規契約の拡大とのバランスをとりつつ安定的に信用リスク受託を行ってまいりました。

事業法人向けの保証サービスにおいては、地方銀行や商社をはじめとする一般企業との関係強化を行うとともに新たな提携先の拡大も積極的に行ってまいりました。その結果、当連結会計年度においては地方銀行5行のほか、新たな販売チャネルとして大手都市銀行や信託銀行、証券会社との業務提携を行いました。

一方、金融法人向け保証サービスにおいては、経済環境が悪化する中で金融機関のニーズの多様化に対応すべく、積極的に信用リスク受託に取り組んだ結果、順調に新たな契約を獲得するにいたしました。

また、当連結会計年度より、従来のリスク移転先のほか、信用リスクへの投資を目的としたファンドをリスク移転先の一つとして加え、当社自身が当該ファンドへ匿名組合出資を行うことにより実質的に一部の信用リスクを自己で保有しております。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高2,703,318千円、営業利益470,865千円、経常利益482,957千円、当期純利益272,118千円となりました。

商品別の業績は、次のとおりであります。

①事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスにおきましては、信用リスクをヘッジしたいというニーズが高まったことに加え、既存販売チャネルとの関係強化及び新規販売チャネルの構築に積極的に取り組みました。また、顧客をセグメント化し、きめ細かな料率設定を行ったことで、大企業が保有する高額なリスクの受託が増加いたしました。

これらの結果、当該サービスに係る売上高は、2,576,036千円となりました。

②金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスにおきましては、大手都市銀行からのリスク受託等高額な保証契約の獲得や、地方銀行の債権買取に伴う保証が拡大いたしました。また、不況下において金融機関の貸付余力が低下し、融資先に対する不安が広がる中で、信用リスクを回避しながら企業に対する資金供給の拡大・多様化を図りたいという金融機関のニーズと、資金調達環境の悪化から、資金調達の手法や、調達先を多様化したいという中小企業のニーズの高まりにより保証依頼が増加し、新規契約の獲得につながりました。

これらの結果、当該サービスに係る売上高は、127,281千円となりました。

なお、保証引受け残高の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第7期 (平成19年3月期)	第8期 (平成20年3月期)	第9期 (平成21年3月期)
保証残高金額	61,725,200	77,835,000	93,711,990

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の期末残高は、2,214,627千円となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果増加した資金は829,311千円となりました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益479,972千円、前受金の増加額441,748千円及び賞与引当金の増加額33,765千円であります。一方、主な減少要因は、法人税等の支払額176,339千円及び前払費用の増加額32,733千円であります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果減少した資金は1,069,622千円となりました。主な減少要因は、定期預金の増加額550,000千円及び投資有価証券の取得による支出491,680千円であります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果増加した資金は388,808千円となりました。主な増加要因は、少数株主からの出資受入による収入389,000千円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を商品別に示すと、次のとおりであります。

商品別	サービス名		金額（千円）
事業法人向け保証サービス	包括保証	売上高課金方式	548,695
		限度額課金方式	1,455,326
	個別保証		572,013
	小計		2,576,036
金融法人向け保証サービス	—		127,281
合計	—		2,703,318

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はしておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、多様な信用リスクの受託を低価格で実現し、信用リスクの受託という金融サービス分野自体の裾野を拡大することと同時に、より高額な信用リスクやより複雑な信用リスクの受託を可能にすることで当社グループ収益性と競争力を維持し、成長していくことに主眼を置いています。当社グループが信用リスクの高い多様な債権のリスクを低価格で受託するためには、リスクを回避したいと考えている多くの企業（金融機関等を含む）から信用リスクを受託し、一方で信用リスクを引受けて利益を得たいと考えている金融機関等に対して流動化（リスク移転）という形で投資機会を提供する必要があります。そのためには、顧客企業から引受けるリスクに応じて保証料率を細かく設定する等、柔軟に信用リスク受託を行うことや、引受けたリスクについてスムーズなリスク移転を図るといったマーケットメイク機能の強化が求められています。

また、信用リスクを委託する側は「少数の集中した複雑なリスク」をヘッジしたいと考えます。一方、リスク移転先となる金融機関等が引受けたいと考えるリスクは「一定以上の保証規模があり事業として魅力的な収益量が十分に確保でき、多数に分散され、簡略化されたリスク」であり、当社グループの役割はこの両者のギャップを埋めることであります。当社グループは、「信用リスクをヘッジしたい契約先（顧客）」と「信用リスクを投資機会として捉え、信用リスクを引受けたいと考えるリスク移転先」のギャップを埋める役割において、一部の信用リスクについては自己保有を行いながら事業規模の拡大を図っていく方針であります。

さらに、信用リスクのさらなる分散により、高額なリスクや複雑なリスクに対して合理的な保証料での保証サービスの提供や、低信用企業に対する信用リスク受託が可能となることから、当社の競争力の維持向上及び顧客の裾野拡大を実現できると考えております。

当社グループといたしましては、これらの機能強化と業容拡大に向けて、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

（1）信用リスク受託の規模拡大のための販売網の拡充

マーケットメイク機能の向上という目的のもと、分散に耐えうる大量の信用リスクを契約先から受託するため、販売網の早期拡大による信用リスク受託の規模拡大を図ります。当社グループは現状、本事業分野において先行者メリットを有していると考えており、早期の販売網の構築が将来の競争力の源泉の一つになると考えております。そのため、既に提携をしている有力な地方銀行やメガバンクの関連会社等をはじめ、新たに提携した大手都市銀行、信託銀行、証券会社との関係をさらに深めるとともに、今後も積極的な提携先の拡大や、自社の支店展開も含めた全国的な販売網の構築に取り組みます。

（2）売上債権以外の多様な事業法人向け信用リスク受託の強化

当社グループは企業向け信用リスクの受託事業に特化し、債権の法的分析や業界慣習への精通など専門性を高めることで売上債権に比べ債権の成立時期や金額の確定が複雑で困難な各種債権（建設受託等の請負債権、長期債権、店舗保証金の返還請求権など）の信用リスク受託に積極的に取り組み、売上債権の保証への依存度を下げて付加価値の高い信用リスク受託を目指します。

（3）金融法人向け保証サービスの強化

金融機関等が企業向けに金融サービスを提供する際に保有することになる各種金融債権の信用リスク受託を強化します。同時に金融機関がもつ金融債権の信用リスク受託を通じて当社グループの販売網を

実質的に拡大したいと考えております。金融債権の保証分野は売上債権の買取り・債権流動化による早期資金化ビジネスや、法人向け仕入クレジットカード事業、売上債権保証事業等を行う場合のリスクヘッジを行うものであります。当社グループはオーダーメイドで債権債務関係が複雑なリスクに対応できる特徴を活かし、一方で金融サービスを提供する企業の顧客基盤及びブランドを十分に活かすことで、スピード感のある事業拡大を図ります。

(4) 契約の更改率の維持

毎年新規に受託した保証サービスは、翌年も高い割合で契約更新された上で、さらに新規受託分が過去の契約実績に積み上がるため、収益力が増していくというストック型のビジネスモデルであります。従いまして、現在の更改率を維持すべく既存顧客の満足度向上に取り組んでまいります。

(5) 集積した企業の審査情報分析の推進による審査力の強化

審査情報データベースの拡充と分析システム等の開発により審査精度を高め、引き続き積極的な信用リスク受託を行うとともに、リスク移転先にとって定量化しやすい投資機会が提供できるよう努めます。また、保証を希望する顧客層を拡大するため、低価格での信用リスク受託に取り組みます。そのために、審査力を強化し、引受けた信用リスクの度合いに合わせてセグメント分けをした価格体系の導入に取り組んでまいります。

(6) 一部の信用リスクの自己保有

現在当社グループは、受託したリスクについて従来の金融機関に限らず幅広くリスク移転先を確保し、リスク移転手法を多様化すべく、ファンドへの出資を通じて信用リスクの一部を自己保有しております。今後も信用リスクを自己で保有していくことで引き続き安定した信用リスク受託に努めてまいります。

(7) 人材の育成、確保

複雑で多様なリスクに積極的に取り組める体制を整えるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに社員にとって魅力のある会社を目指し、多様な人材の確保に努めます。また、急速な増員の中でも金融事業を行う上で必要となる高い専門性を維持向上すべく、社員教育をさらに強化する方針であります。

4 【事業等のリスク】

以下において、事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社グループの有価証券に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社グループの収益構造について

当社グループは、事業会社及び金融機関等の顧客から得る保証料を売上高として計上する一方、リスク移転先である金融機関等に支払う費用を原価として計上しており、これらの差額が当社グループの利益となっております。

①原価の上昇について

当社グループがリスク移転先に支払う費用は、複数年にわたる保証履行実績により決定されているため、一時的に保証履行が発生した場合であっても、短期的な原価の上昇要因とはなりません。しかしながら、継続的に保証履行が多発するような景気悪化時には、顧客の保証に対するニーズも高まることから、経済情勢を踏まえ、顧客からの保証料に価格転嫁しますが、価格転嫁が十分に進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

②自己による信用リスクの保有について

当連結会計年度より、従来のリスク移転先の他、クレジット・クリエイション1号合同会社（当社が51%を出資している連結子会社であるクレジット・クリエイション1号匿名組合の営業者）をリスク移転先の一つとして加えることにより、実質的に一部の信用リスクを自己で保有しております。

平成21年3月末現在の信用リスク受託による保証残高は93,711,990千円であり、このうち、同社へリスク移転を行うことにより当社グループでリスクを保有している保証残高は1,680,280千円であり、

同社へ流動化する信用リスクについては、他のリスク移転先と同様、一定の基準を設けたうえで極度に損害率が悪化しないよう対策を講じております。しかしながら、想定を超えて保証履行が多発した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合等について

当社グループが行っている事業法人向け売掛債権保証サービスと類似した債権保証に係るサービスとして、大手金融機関系ファクタリング会社が提供している保証ファクタリング、損害保険会社が提供している取引信用保険等のサービスがあります。

当社グループのサービスは、流動化先への流動化、分散機能を活用することにより、引受ける保証対象企業の範囲、保証限度額等に幅広く対応できる点から優位性を有しております。また、金融債権や請負債権など単純な売上債権以外も保証対象とする対象債権の範囲の広さからも他の金融機関が提供しているサービスと比較して、優位性を有しているものと認識しております。

ただし、大手金融機関系ファクタリング会社、損害保険会社は、知名度、信用力等の面から、当社グループと比較して優位な立場にあります。したがってこれらの金融機関と競合する場合、営業推進の上

で不利な立場におかれる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼすことも考えられます。

また、今後において他金融機関が同サービスの開発により新規参入することで競争が激化する可能性も考えられます。そのため、当社グループがより一層顧客ニーズにあった商品開発ができず、相対的に当社グループの競争力が低下し、新規契約率の低下や既存顧客が流出した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 売掛債権保証事業への依存について

当社グループは、顧客である事業会社や金融機関等が有する売掛債権などの信用リスクを受託しておりますが、そのうち、事業法人向けの売掛債権保証が全体の約9割を占めております。

当社グループとしましては、事業法人向けには長期債権や請負債権など売掛債権以外の多様な債権に係る保証サービスの開発や金融法人向けの各種債権保証事業の拡大等により、当社グループにおける事業法人向け売掛債権保証の比率を低下させ、事業の継続性及び安定性の確保に努める方針であります。当社グループの想定通りに当該事業以外の業務が拡大していくとは限りません。

(4) 伊藤忠商事(株)グループとの関係について

現在、伊藤忠商事(株)は、当社株式の31.7%を保有するその他の関係会社に該当しておりますが、当社グループの方針・政策決定及び事業展開については、独自の意思決定によって進めております。また、当社グループは、同社グループにおいて事業法人及び金融法人向けに信用リスク受託・流動化事業を営んでいる唯一の企業であるため、同社グループ内での競合関係は生じておりません。

ただし、同社グループは、当社株式の一定割合を継続的に保有する方針であるため、同社グループが経営方針や営業戦略等を変更し、新たに当社グループとの間に競合関係等が生じた場合、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、同社グループとの間において、以下のとおり役員の兼任や営業上の取引関係があります。

①人的関係について

当連結会計年度末日現在において、以下のとおり同社グループの役職員との兼任状況が継続しておりますが、業務・管理両面から経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の提言を得ることを目的としているものであります。

当社グループにおける役職	氏名	伊藤忠商事(株)グループにおける役職
取締役(非常勤)	五十嵐 眞	伊藤忠商事(株) 金融・保険部門長代行

なお、提出日現在においては、取締役五十嵐眞は平成21年6月23日に開催されました第9回定時株主総会の日をもって退任しております。また、平成21年6月23日に開催されました第9回定時株主総会の日をもって同社より取締役中村政樹を迎え入れております。同氏については「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」をご参照下さい。

提出日現在において、当社は人材交流及びトレニーのため、当社グループからの要請に基づき、同社から2名の出向者を受け入れております。

②取引関係について

当社グループは、伊藤忠商事(株)や伊藤忠プラスチック(株)等、伊藤忠商事(株)グループとの間に当社グループの事業法人向け保証サービスに係る取引がありますが、いずれのグループ会社との取引も第三者と同様の条件により行われております。なお、当連結会計年度における同社グループに対する売

上高は全体の6.6%を占めております。

また、営業協力に関する契約を伊藤忠商事㈱及び伊藤忠オリコ保険サービス㈱と締結しており、顧客の紹介を受けております。顧客との成約に際して一定の手数料を支払っておりますが、いずれの取引においても第三者と同様の条件により行われております。当該顧客との成約に際して支払う手数料の合計額は、平成20年3月期は17,592千円(伊藤忠商事㈱5,760千円、伊藤忠オリコ保険サービス㈱11,831千円)、平成21年3月期は24,723千円(伊藤忠商事㈱5,971千円、伊藤忠オリコ保険サービス㈱18,751千円)となっております。

さらに、当連結会計年度より、当社グループは伊藤忠商事㈱と共に、クレジット・クリエイション1号合同会社(当社の連結子会社であるクレジット・クリエイション1号匿名組合の営業者)への匿名組合出資を通じて、一部の信用リスクを実質的に引受けております。また、同社のスキームにおいては、伊藤忠商事㈱の子会社である伊藤忠キャピタル証券㈱を介してリスク移転を行っており、手数料を支払っているほか(当連結会計年度:2,631千円)、同社は、伊藤忠商事㈱の子会社であるTAKMAキャピタル㈱(現ITCインベストメント・パートナーズ㈱)と投資一任契約を締結し、アセットマネジメント報酬を支払っております(当連結会計年度:10,139千円)。

なお、当社と伊藤忠商事㈱及び同社の子会社との取引については、前事業年度について、「第5 経理の状況 財務諸表等 関連当事者情報」、当連結会計年度について、「第5 経理の状況 連結財務諸表等 関連当事者情報」をそれぞれご参照ください。

(5) 情報管理について

当社グループは、保証サービス事業を通じて顧客の機密情報並びに企業情報、信用情報を入手する場合があります。当社グループはこれら情報の機密を保持し、セキュリティを確保するために最新のセキュリティソフトの更新や、担当別、役職別の管理システムへのアクセス制限など必要な措置を講じております。しかし、かかる措置にもかかわらずこれら情報が漏洩した場合には、当社グループの社会的信用に影響を与え、業績悪化を招く可能性があります。

(6) 紛争が発生する可能性について

当社グループの展開する保証サービスは、保証対象先の倒産等に伴う債務の支払いリスクを複数の金融機関等に分散し、移転しております。その際、リスク流動化先とリスク移転契約を締結しており、取引上のトラブルの未然防止に努めておりますが、契約書等の不備などにより、取引関係の内容、条件等に疑義が生じたり、これをもとに紛争が生じる可能性があります。

(7) 法的規制について

当社グループの業務内容である売上債権の保証は、「保険業法」上の「保険保証業務」に該当しないため、同法の規制を受けていないものと判断しております。また、「債権管理回収業に関する特別措置法」上の「債権管理回収業」及び「金融商品取引法」上の「金融商品取引業」にも該当せず、同法の規制対象となっておりません。このように、当社グループの業務は、いわゆる業法上の法的規制の対象となっていないため、当社グループはこれらの法令に基づく関係監督庁への届出、許認可の取得等を行っておりません。

ただし、今後、当社業務について新たな法的規制の制定、外部環境の変化等に伴う現行法の解釈の変化、または、他社が提供している業務に係る規制緩和等が生じた場合には、当社グループのビジネスモ

デルの変更、競合の激化等により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成20年5月27日開催の取締役会において、クレジット・クリエイション1号合同会社を営業者とする匿名組合への出資を決議し、平成20年8月25日に匿名組合出資契約を締結いたしました。

その主な内容は次のとおりであります。

(1) 匿名組合出資の目的

当該匿名組合は信用リスクへの投資を目的として組成されたものであり、当社は、①匿名組合出資を行う企業を広く募り、受託した信用リスクの一部について投資商品としての性格を高めることで、従来の金融機関に限らず流動化先を幅広く確保し、流動化手法を多様化すること、②匿名組合出資を通じて、実質的に信用リスクの一部を当社で引受けることを目的として、当該匿名組合に出資しております。

(2) 匿名組合の概要

①営業者	クレジット・クリエイション1号合同会社
②組成年月	平成20年8月25日
③事業の内容	企業の信用リスクへの投資（クレジット・デリバティブの取得、運用及び処分等）
④匿名組合出資の総額	800,000千円

(3) 匿名組合出資の概要

①当社の出資額	410,000千円
②当社の出資割合	51%
③出資年月	平成20年8月27日

(4) 出資資金の調達方法

手元資金によります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度が連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期比較は記載していません。

(1) 財政状態

①資産の部

当連結会計年度末の総資産は4,348,162千円となりました。

流動資産は、3,728,834千円となりました。主な内訳は、現金及び預金3,314,627千円、前払費用274,904千円及び未収入金83,947千円であります。

固定資産は、619,327千円となりました。主な内訳は、投資有価証券493,137千円及び敷金及び保証金64,171千円であります。

②負債の部

当連結会計年度末の負債は2,087,092千円となりました。

流動負債は、2,046,487千円となりました。主な内訳は、前受金1,650,820千円、未払法人税等184,724千円及び買掛金76,372千円であります。

固定負債は、40,604千円となりました。内訳は、役員退職慰労引当金34,182千円及びリース債務6,422千円であります。

③純資産の部

当連結会計年度末の純資産合計は2,261,069千円となりました。主な内訳は、資本金1,048,575千円、資本剰余金458,575千円、利益剰余金352,842千円及び少数株主持分382,926千円であります。

(2) 経営成績

①売上高、売上総利益

当連結会計年度は、問合せ件数の増加に伴う契約件数の増加、大企業からの契約の受注、顧客からの追加の保証依頼の増加等により、売上高は2,703,318千円となり、売上総利益は1,389,541千円となりました。

②販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、事業の拡大に伴う人員の増加から人件費が増加したこと等により918,675千円となりました。

上記の結果、営業利益は470,865千円となりました。

③営業外損益、経常利益

営業外収益は主に受取利息であります。当該受取利息を13,094千円計上した結果、営業外収益は13,138千円となりました。営業外費用は1,045千円でありました。

上記の結果、経常利益は482,957千円となりました。

④当期純利益

上記の結果、当連結会計年度の当期純利益は272,118千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の期末残高は、2,214,627千円となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果増加した資金は829,311千円となりました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益479,972千円、前受金の増加額441,748千円及び賞与引当金の増加額33,765千円であります。一方、主な減少要因は、法人税等の支払額176,339千円及び前払費用の増加額32,733千円であります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果減少した資金は1,069,622千円となりました。主な減少要因は、定期預金の増加額550,000千円及び投資有価証券の取得による支出491,680千円であります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果増加した資金は388,808千円となりました。主な増加要因は、少数株主からの出資受入による収入389,000千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は19,746千円であります。その主な内訳は、本社の模様替え及び名古屋オフィス（現名古屋支店）の移転に伴う建物附属設備及び器具備品による支出10,320千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	リース 資産	ソフト ウェア	敷金及び 保証金	合計	
本社 (東京都渋谷区)	統括業務施設	17,684	10,654	7,189	12,221	41,496	89,246	62
大阪支店 (大阪市中央区)	営業施設	2,738	1,543	—	—	5,179	9,462	8
九州支店 (福岡市博多区)	営業施設	2,120	2,210	—	—	5,293	9,623	5
名古屋オフィス (名古屋市中区)	営業施設	4,158	966	—	—	12,201	17,326	5

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

3 リース契約による重要な賃借設備はありません。

(2) 国内子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物	工具、 器具及び 備品	ソフト ウェア	敷金及び 保証金	合計	
クレジット・ク リエーション1 号匿名組合	— (東京都 千代田区)	信用保証事 業（企業の 信用リスク への投資）	—	—	—	—	—	—	—

(3) 在外子会社

当社は在外子会社を有していないため、該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額	既支払額				
東京本社 (東京都渋谷区)	基幹システム	200,000	—	自己資金	平成19年11月	平成21年9月	業務効率化

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 基幹システムの機能追加により、当社本社の基幹システムの投資予定額総額は、前事業年度末の計画に比べ46,000千円増加することとなり、完了予定年月は平成21年9月となりました。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,200
計	39,200

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,200	20,200	ジャスダック 証券取引所	当社は単元株式数を定めておりません。
計	20,200	20,200	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

①平成18年10月31日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	536	536
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	536(注)1	536
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年11月1日～ 平成26年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180,000 資本組入額 90,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株式の数の調整

本新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができる。

2 払込金額の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使に伴うものを除く）を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

- ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
- ② 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
- ③ 定年により、従業員が退職する場合
- ④ 任期中で、取締役を退任した場合
- ⑤ 従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) 1年間に権利行使できる新株予約権の個数は、以下のとおりとする。ただし、1年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/2（役員は1/3）を上限とする。なお、所定の割当個数が10個以下であるときはこの限りでない。

(役員)

- ① 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

- ② 平成22年11月1日から平成23年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

- ③ 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(従業員)

① 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

② 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

③ 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

②平成19年9月25日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	190	190
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190(注)1	190
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日～ 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,000 資本組入額 93,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数}}{\text{調整前払込金額}} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額又は} 1 \text{株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
 - ② 取締役又は監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)
 - ③ 任期途中で、取締役を退任した場合
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

③平成19年9月25日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	60	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60(注)1	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月30日～ 平成25年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,000 資本組入額 93,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額又は} \text{処分する自己株式数}}{\text{1株当たり処分金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。
ただし、次の場合はこの限りではない。
 - ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
 - ② 取締役又は監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)
 - ③ 定年により、従業員が退職する場合
 - ④ 任期途中で、取締役を退任した場合
 - ⑤ 従業員が会社都合により退職した場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

④平成20年10月16日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	200	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	136,353(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年10月17日～ 平成27年10月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 136,353 資本組入額 68,177	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数}}{1 \text{株当たり時価}} \times \text{行使価額又は処分する自己株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社普通株式に係る発行済み株式の総数から当社が保有する普通株式の自己株式の数を除くものとする。

また、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社および当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。

ただし、次の場合はこの限りではない。

- ①任期満了により、取締役または監査役を退任する場合
- ②取締役または監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)
- ③任期途中で、取締役を退任した場合

(2)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続を除く。

(3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4)新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5)譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6)その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年9月25日 (注) 1	5,000	19,200	250,000	930,000	250,000	340,000
平成19年3月7日 (注) 2	1,000	20,200	118,575	1,048,575	118,575	458,575

(注) 1 有償第三者割当

割当先

投資事業有限責任組合エヌアイエフ日米欧ブリッジファンド(1,154株)、テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合(1,000株)、投資事業組合「N I F 21-O N E (2号-A)」(823株)、投資事業組合「N I F 21-O N E (2号-B)」(823株)、エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ株式会社(現:大和SMB Cキャピタル株式会社)(700株)、株式会社帝国データバンク(500株)

発行価格

100,000円

資本組入額

50,000円

2 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格

255,000円

引受価額

237,150円

発行価額

187,000円

資本組入額

118,575円

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(名)	—	9	9	16	5	1	755	795	—
所有株式数(株)	—	5,522	252	10,435	303	1	3,687	20,200	—
所有株式数の割合(%)	—	27.3	1.2	51.7	1.5	0.0	18.3	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	6,398	31.7
株式会社帝国データバンク	東京都港区南青山2-5-20	1,794	8.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,629	8.1
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲3-3-3	1,200	5.9
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山5-1-22	1,000	5.0
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	800	4.0
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	784	3.9
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3-7-3	670	3.3
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2-27-2	500	2.5
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	430	2.1
計	—	15,205	75.3

(注) 1 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1,629株

2 フォルティス・アセットマネジメント株式会社から、平成21年4月3日付で関東財務局長に提出された変更報告書(大量保有報告書)により、平成21年3月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

所有者の氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
フォルティス・アセットマネジメント株式会社	東京都港区東新橋1-9-2	791	3.9

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,200	20,200	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	20,200	—	—
総株主の議決権	—	20,200	—

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当該制度は以下のとおりです。

①平成18年10月31日の臨時株主総会決議

当社はストックオプション制度を採用しております。会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき以下の要領により、当社取締役及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

決議年月日	平成18年10月31日開催の臨時株主総会 及び平成18年10月31日開催の取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 30
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

②平成19年6月29日開催の定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき以下の要領により、取締役(社外取締役を除く)に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月29日開催の定時株主総会決議 及び平成19年9月25日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 (社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③平成19年6月29日開催の定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき以下の要領により、当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月29日開催の定時株主総会決議 及び平成19年9月25日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④平成20年6月24日開催の定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき以下の要領により、取締役(社外取締役を除く)に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月24日開催の定時株主総会決議 及び平成20年10月16日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 (社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、期末配当のほか、毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

配当回数につきましては、年一回、期末の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識した上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、企業業績に応じた配当政策を実施することを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、新規事業の開始や、今後の海外展開等、効果的に投資してまいります。

なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、将来の事業展開を勘案し、引き続き内部留保を拡充いたしますが、同時に安定した利益還元を目的として1株当たり1,500円の期末配当を実施することを決定いたしました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成21年6月23日 定時株主総会決議	30,300	1,500

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	—	—	530,000	589,000	292,000
最低(円)	—	—	372,000	101,000	84,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

なお、当社株式は平成19年3月8日からジャスダック証券取引所に上場されておりますので、それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	140,000	120,000	136,000	180,100	180,000	131,000
最低(円)	84,000	95,000	104,200	126,500	126,000	104,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	江藤 公則	昭和50年1月10日	平成10年4月 平成12年9月 平成15年5月 平成16年6月 平成17年4月 平成18年11月 伊藤忠商事株式会社入社 当社出向 当社ゼネラル・マネージャ ー兼営業統括部長 当社経営企画室長兼営業部長 当社取締役就任 当社代表取締役社長就任 当社に転籍 当社代表取締役社長（現 任）	(注) 3	148
常務取締役	管理(経営 管理部)管 掌	馬場 豊吉	昭和23年1月1日	昭和45年4月 平成9年8月 平成13年10月 平成17年3月 平成17年4月 平成18年10月 平成18年11月 平成19年4月 平成20年4月 平成21年4月 伊藤忠商事株式会社入社 同社建設・不動産管理部国内管理チー ム長 同社中国支社財經総務課長 同社保険営業開発部 当社出向 当社取締役管理部長就任 当社常務取締役就任 当社に転籍 当社常務取締役管理部長 当社常務取締役管理管掌兼商品法務室 長 当社常務取締役管理管掌 当社常務取締役管理(経営管理部)管 掌(現任)	(注) 3	33
取締役	営業(営業 一部・営業 二部・西日 本営業部) 管掌兼営業 一部長	加藤 和彦	昭和27年1月17日	昭和49年4月 昭和52年10月 平成9年10月 平成12年4月 平成13年4月 平成14年4月 平成15年4月 平成18年4月 平成18年10月 平成18年11月 平成19年4月 平成20年4月 平成21年4月 安宅産業株式会社入社 伊藤忠商事株式会社入社(合併) 同社保険総合営業部第三課長 同社大阪保険部部長代行 伊藤忠保険サービス株式会社(現 伊 藤忠オリコ保険サービス株式会社)大 阪支店長代行 同社大阪支店長 伊藤忠商事株式会社保険営業開発部名 古屋保険課長 当社出向 当社営業部長 当社取締役就任 当社に転籍 当社取締役営業部長 当社取締役営業管掌兼事業法人営業部 長 当社取締役営業管掌兼営業部長 当社取締役営業(営業一部・営業二 部・西日本営業部)管掌兼営業一部長 (現任)	(注) 3	27
取締役	—	中村 政樹	昭和35年9月1日	昭和59年4月 平成11年4月 平成12年8月 平成15年4月 平成17年4月 平成20年4月 平成21年4月 平成21年6月 伊藤忠商事株式会社入社 同社建設部建設第三チーム長 同社業務部 同社大阪建設部長代行 同社CSR推進室長 同社保険第二部長 同社保険ビジネス営業部長(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 3	—
取締役	—	永沢 良一	昭和17年1月1日	昭和42年10月 昭和43年10月 昭和57年10月 昭和62年8月 平成2年3月 平成3年10月 平成6年11月 平成7年10月 平成13年4月 平成20年1月 平成21年6月 株式会社伊藤ヨーカ堂(現 株式会社 イトヨーカ堂)入社 株式会社帝国データバンク入社 同社神戸支店 次長 同社神戸支店長 同社調査第5部長 同社総務部長 同社営業部長 同社調査第2部長 同社取締役 管理本部長 同社取締役退任 当社取締役就任(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	—	松本 清	昭和20年2月10日	昭和42年4月 平成9年4月 平成9年10月 平成13年4月 平成13年6月 平成14年4月 平成15年6月 平成17年4月 伊藤忠商事株式会社入社 同社保険部門 部門長代行兼保険総合 営業部長 伊藤忠保険サービス株式会社(現 伊 藤忠オリコ保険サービス株式会社)出 向 同社代表取締役社長就任 当社出向 当社監査役就任 QBE保険会社日本支社 特定法人営 業部長 伊藤忠インシュアランス・ブローカー ズ株式会社取締役就任 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 4	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	榎 廣美	昭和22年3月8日	昭和45年4月 大和証券株式会社入社 平成8年6月 同社運用企画部長 平成9年5月 ユニバーサル証券株式会社出向 参与債権部担当 平成11年6月 同社取締役人事部長 平成12年4月 つばさ証券株式会社入社(合併) 執行役員人事部長 平成14年6月 UFJつばさ証券株式会社入社(合併) 常務執行役員人事部長 平成15年3月 同社常務執行役員営業本部長 平成15年6月 同社取締役専務執行役員営業本部長 平成17年10月 三菱UFJ証券株式会社入社(合併) 取締役専務執行役員 平成18年7月 同社顧問 平成19年3月 同社退社 平成19年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 5	—
監査役	—	笠 浩久	昭和39年8月4日	昭和63年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成6年4月 弁護士登録 坂野・瀬尾・橋本法律事務所(現 東京八丁堀法律事務所)入所 金融庁監督局総務課 金融危機対応室 課長補佐(任期付職員) 平成13年4月 東京八丁堀法律事務所復帰 平成15年4月 東京八丁堀法律事務所復帰 平成19年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 5	—
計						214

- (注) 1 取締役中村政樹及び永沢良一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役榎廣美及び笠浩久は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 常勤監査役松本清の任期は、平成18年11月30日に開催された臨時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役榎廣美及び笠浩久の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社は、環境の変化に迅速かつ的確に対応し、効率的な業務運営を行う目的で、平成21年7月1日より執行役員制度を導入いたします。なお、平成21年7月1日付での執行役員の体制は、以下のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	馬場 豊吉	常務取締役経営管理部長
執行役員	加藤 和彦	取締役営業一部長
執行役員	邨井 望	経営企画室長

- 7 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
荒川 勉	昭和31年9月20日	昭和54年4月 伊藤忠商事株式会社入社 昭和55年4月 同社財務部外国為替第二課 昭和55年7月 同社財務部(ニューヨーク長期出張) 昭和57年11月 同社財務部為替業務チーム 昭和61年5月 C.Itoh Finance (Europe)PLC.(ロンドン駐在) 平成3年7月 伊藤忠商事株式会社証券業務室証券業務第三課 平成7年4月 同社為替証券部証券投資室長代行 平成9年4月 ITOCHU Finance(Europe)PLC. (Director、ロンドン駐在) 平成12年4月 伊藤忠商事株式会社金融ソリューション部資産運用業務課長 平成12年10月 同社金融ソリューション部長 平成18年10月 同社金融・不動産・保険・物流事業・リスクマネジメント部長 平成19年5月 同社金融・不動産・保険・物流事業統括部長(現任)	(注)	—

- (注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

株主、取引先、従業員というステークホルダーに対して十分な情報提供が適切なタイミングでなされることは、経営の透明性を増し、調達コスト低下やサービスレベルの維持及び迅速な経営活動を通じて、様々な企業活動分野におけるパフォーマンスの向上に寄与するものと考えております。また経営者自身が積極的に情報公開を行い、充実した監査制度のもとで自立的な規律付けを実施することは自らの企業価値の維持・向上を効率的に実現するうえで非常に重要であると考えております。当社は社外取締役を含めた取締役会及び監査役会制度を軸にコーポレート・ガバナンスの充実を図る一方、現在の組織規模に合わせた従業員への行動規範等の指導教育を行っております。適切な情報開示体制の維持、経営の効率化及び規律維持に努めることを通じて株主を含めた全てのステークホルダーから信頼され得る企業経営を目指します。

②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等（提出日現在）

(i) 取締役会

取締役会は5名（うち、社外取締役2名）で構成され、毎月1回の定例取締役会では当社の重要な業務執行について意思決定を行っております。また、緊急案件については、より迅速な経営判断を行うために臨時取締役会を随時開催することとしております。

また、取締役会には営業部門及び管理部門を管掌する常勤役員のほか、外部の視点から経営への監督機能強化の目的で社外取締役を招聘しております。

(ii) 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名の合計3名で構成され、監査計画書に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施しております。また、業務遂行状況の監査はもちろんのこと、代表取締役と定期的に懇談の場を設けて意見交換を行うとともに、必要に応じて各部門の責任者へのヒアリングを適時行い、経営状況の監視に努めております。

当社では、監査役監査の強化の観点から監査役会を毎月1回の開催とし、迅速かつ厳正な監査に努めることとしております。また、所定の監査計画に基づく業務監査及び会計監査の他に、会計監査人や内部監査室との情報交換を積極的に行い、監査の実効性を高めるよう努めております。

(iii) 経営会議

経営会議は代表取締役の諮問により、経営に関する重要事項を審議及び検討し、協議した結果を踏まえ、代表取締役が決定することを目的として、原則として毎週1回開催しております。構成員は、代表取締役、常勤取締役とし、取締役会付議事項及び業務執行に関する事項について意思決定を行っておりますが、常勤監査役及び内部監査室長も出席メンバーに加え、意見を述べることで牽制を図っております。

(iv) 幹部会議及び合同会議

当社は社長以下常勤取締役と課長、チーム長及び支店長以上が出席する幹部会議を毎週開催し、経営の諸問題に係る具体的な対応策につき審議を行っております。また従業員の経営への関与度を高め透明性のある経営を実現するため、原則として常勤取締役、常勤監査役、本社全従業員及び大阪支店長、九州支店長、名古屋支店長が参加する合同会議を半期に一度定例で開催し、会社の経営方針及びコンプライアンス等に関する事項につき直接従業員との情報共有に努めております。

(v) 内部監査

当社は常設の組織として内部監査室を設置し、1名の内部監査室員を配置しております。内部監査室は、社長の指揮の下、内部統制・管理の有効性を観点とした内部統制業務を行っております。

また、内部監査室、監査役会及び監査法人とは相互に連携をとりながら効果的な監査の実施を行えるよう監査の方針、監査計画及び進捗状況の確認を行い、意見の交換及び指摘事項の共有化、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

(vi) 会計監査

当社は、監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社と会計監査人は、期中においても適宜会計処理等について意見交換をしており、必要の都度情報の交換を行い相互の連携を高めております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等			
指定社員	業務執行社員	勝又	三郎
指定社員	業務執行社員	服部	一利

また、当社の会計監査業務に係わる監査補助者は、公認会計士1名、会計士補等3名であります。

(vii) 法律顧問

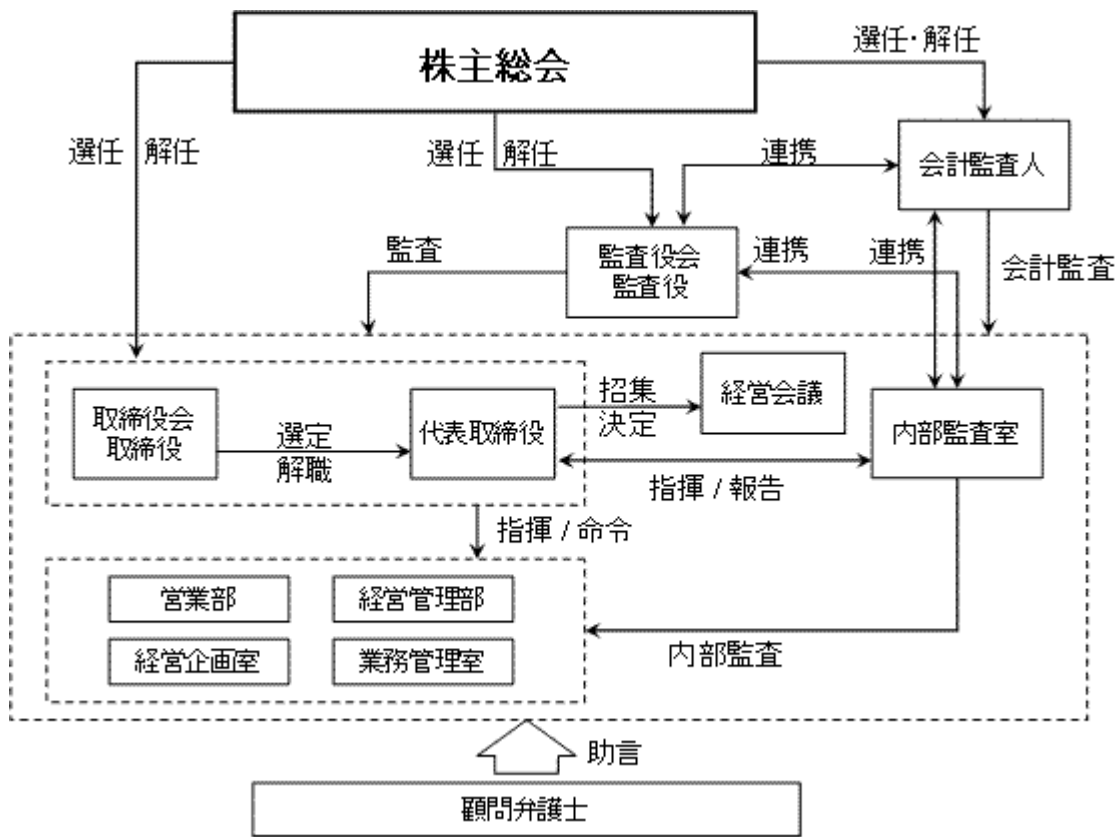
当社は法律事務所の弁護士と顧問契約を締結しており、法律問題全般に関わる助言及び指導を受ける体制を整え、事業展開に際しては法律顧問より意見の取得を行っております。

③ 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役である中村政樹は大株主である伊藤忠商事㈱から招聘した役員であります。中村政樹は幅広い業務に従事し、保険部門においての知識も有していることから、その知識及び経験を当社の経営戦略に反映することを目的に招聘いたしました。伊藤忠商事㈱及び同社グループと当社との関係は「第2事業の状況 4 事業等のリスク (4) 伊藤忠商事㈱グループとの関係について」に記載したとおりであります。

その他の社外取締役及び社外監査役個人と当社との間には、人的、資金的及びその他利害関係はありません。

当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムを模式図にまとめると次のとおりです。
 (平成21年6月24日現在)



④リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、経営管理部を主管部署とし、監査役会と連携をとりながら、取締役及び経営幹部間において各種リスクを共有し、各部署に対して社長よりリスク管理について周知徹底を図っております。また、定期的な内部監査の実施により、法令順守及びリスク管理における問題の有無を検証するとともに、内部情報提供制度規程を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に取り組んでおります。

⑤役員報酬の内容

区分	人数	定款又は株主総会に基づく報酬
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	68,625千円 (1,349千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	12,581千円 (5,099千円)
計 (うち社外役員)	7名 (3名)	81,207千円 (6,449千円)

- (注) 1 上記のほか、使用人兼務取締役(2名)の使用人給与相当額16,866千円を支払っております。
2 支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役9,621千円)を含んでおります。
3 上記取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額11,285千円(取締役10,454千円、監査役831千円)が含まれております。

⑥責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑦取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

⑧取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩自己株式取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

⑪中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

⑫取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	—	—	13,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	—	—	13,000	—

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)並びに前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表及び当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
 (平成21年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	※1 3,314,627
売掛金	8,421
前払費用	※2 274,904
繰延税金資産	43,199
未収入金	83,947
その他	3,734
流動資産合計	3,728,834
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	40,546
減価償却累計額	△13,844
建物及び構築物（純額）	26,702
工具、器具及び備品	32,980
減価償却累計額	△17,606
工具、器具及び備品（純額）	15,373
リース資産	7,391
減価償却累計額	△201
リース資産（純額）	7,189
有形固定資産合計	49,265
無形固定資産	
ソフトウェア	12,221
無形固定資産合計	12,221
投資その他の資産	
投資有価証券	※1 493,137
長期前払費用	531
敷金及び保証金	64,171
投資その他の資産合計	557,839
固定資産合計	619,327
資産合計	4,348,162

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成21年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	76,372
リース債務	1,192
未払法人税等	184,724
保証履行引当金	5,027
賞与引当金	49,283
前受金	※3 1,650,820
その他	79,068
流動負債合計	2,046,487
固定負債	
リース債務	6,422
役員退職慰労引当金	34,182
固定負債合計	40,604
負債合計	2,087,092
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,048,575
資本剰余金	458,575
利益剰余金	352,842
株主資本合計	1,859,992
新株予約権	18,150
少数株主持分	382,926
純資産合計	2,261,069
負債純資産合計	4,348,162

②【連結損益計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高		2,703,318
売上原価		1,313,776
売上総利益		1,389,541
販売費及び一般管理費	※1	918,675
営業利益		470,865
営業外収益		
受取利息		13,094
その他		43
営業外収益合計		13,138
営業外費用		
支払利息		45
支払手数料		1,000
営業外費用合計		1,045
経常利益		482,957
特別損失		
固定資産除却損	※2	2,985
特別損失合計		2,985
税金等調整前当期純利益		479,972
法人税、住民税及び事業税		240,413
法人税等調整額		△25,485
法人税等合計		214,928
少数株主損失(△)		△7,073
当期純利益		272,118

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,048,575
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	1,048,575
資本剰余金	
前期末残高	458,575
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	458,575
利益剰余金	
前期末残高	80,724
当期変動額	
当期純利益	272,118
当期変動額合計	272,118
当期末残高	352,842
株主資本合計	
前期末残高	1,587,874
当期変動額	
当期純利益	272,118
当期変動額合計	272,118
当期末残高	1,859,992
新株予約権	
前期末残高	5,367
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,782
当期変動額合計	12,782
当期末残高	18,150
少数株主持分	
前期末残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	382,926
当期変動額合計	382,926
当期末残高	382,926
純資産合計	
前期末残高	1,593,242
当期変動額	
当期純利益	272,118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	395,709
当期変動額合計	667,827
当期末残高	2,261,069

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益		479,972
減価償却費		17,321
株式報酬費用		12,782
保証履行引当金の増減額 (△は減少)		5,027
賞与引当金の増減額 (△は減少)		33,765
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		11,285
受取利息		△13,094
固定資産除却損		2,985
売上債権の増減額 (△は増加)		1,382
仕入債務の増減額 (△は減少)		19,788
前払費用の増減額 (△は増加)		△32,733
未収入金の増減額 (△は増加)		16,805
前受金の増減額 (△は減少)		441,748
その他		1,510
小計		998,547
利息の受取額		7,149
利息の支払額		△45
法人税等の支払額		△176,339
営業活動によるキャッシュ・フロー		829,311
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)		△550,000
有形固定資産の取得による支出		△9,180
無形固定資産の取得による支出		△4,376
投資有価証券の取得による支出		△491,680
敷金の差入による支出		△14,385
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,069,622
財務活動によるキャッシュ・フロー		
少数株主からの出資受入による収入		389,000
リース債務の返済による支出		△191
財務活動によるキャッシュ・フロー		388,808
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		148,497
現金及び現金同等物の期首残高		2,066,129
現金及び現金同等物の期末残高	※	2,214,627

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当連結会計年度
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社名

クレジット・クリエイション1号匿名組合

当連結会計年度においてクレジット・クリエイション1号匿名組合に出資し、当該匿名組合を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社クレジット・クリエイション1号匿名組合の決算日は、5月31日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)リース資産以外の固定資産

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 4～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(ロ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))の適用初年度開始前のものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(追加情報)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月31日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

なお、リース取引開始日がリース取引に関する会計基準適用初年度開始前のものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 保証履行引当金

保証債務の保証履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度 (平成21年3月31日)					
※1	<p>担保資産</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table><tr><td>現金及び預金(定期預金)</td><td>600,000千円</td></tr><tr><td>投資有価証券(国債)</td><td>493,137千円</td></tr></table> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <p>当社は保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、その履行義務の保全を目的として上記資産を担保として差し入れております。</p>	現金及び預金(定期預金)	600,000千円	投資有価証券(国債)	493,137千円
現金及び預金(定期預金)	600,000千円				
投資有価証券(国債)	493,137千円				
※2	<p>前払費用</p> <p>主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。</p>				
※3	<p>前受金</p> <p>当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。</p>				
4	<p>偶発債務</p> <table><tr><td>保証債務</td><td>93,711,990千円</td></tr></table> <p>当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。</p> <p>なお、これに係る保証債務のうち92,031,710千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。</p>	保証債務	93,711,990千円		
保証債務	93,711,990千円				

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
※1	販売費及び一般管理費の主なもの
	給与及び手当 313,931千円
	賞与引当金繰入額 49,065千円
	役員退職慰労引当金繰入額 11,285千円
※2	固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
	建物 1,043千円
	工具、器具及び備品 1,941千円
	<hr/> 合計 2,985千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,200	—	—	20,200

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度 末残高(千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	18,150
合計		—	—	—	—	—	18,150

3. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	30,300	1,500	平成21年3月31日	平成21年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)	
現金及び預金	3,314,627千円
預入期間3か月超の定期預金	<u>△1,100,000千円</u>
現金及び現金同等物	2,214,627千円

(リース取引関係)

当連結会計年度
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

本社及び各支店における什器・備品であります。

② リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(2)(ロ)」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前(平成20年3月31日以前)のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
ソフトウェア	3,080	1,745	1,334
合計	3,080	1,745	1,334

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	632千円
1年超	766千円
合計	1,399千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、

減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	
支払リース料	1,698千円
減価償却費相当額	1,566千円
支払利息相当額	76千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価格相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

当連結会計年度(平成21年3月31日)

1. 満期保有目的の債券で時価があるもの

	区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債・地方債等	493,137	502,600	9,463
	計	493,137	502,600	9,463

2. 満期保有目的の債券の連結決算日後における償還予定額

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
国債・地方債等	—	493,137	—	—
計	—	493,137	—	—

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1	採用している退職給付制度の概要 当社グループは退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。
2	退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金拠出額 4,165千円

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 12,782千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日	平成20年10月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社従業員 30名	当社取締役 3名	当社従業員 2名	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 695株	普通株式 190株	普通株式 60株	普通株式 200株
付与日	平成18年10月31日	平成19年10月1日	平成19年10月1日	平成20年11月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間(注)3	平成18年10月31日～平成23年10月31日	平成19年10月1日～平成22年6月29日	平成19年10月1日～平成21年6月29日	平成20年11月1日～平成23年10月16日
権利行使期間(注)3	平成20年11月1日～平成26年10月31日	平成22年6月30日～平成26年6月29日	平成21年6月30日～平成25年6月29日	平成23年10月17日～平成27年10月16日

(注) 1. スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要す。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

3. 対象勤務期間と権利行使期間との重複期間については、権利が段階的に確定いたします。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日	平成20年10月16日
権利確定前				
期首(株)	537	190	60	—
付与(株)	—	—	—	200
失効(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—
未確定残(株)	537	190	60	200
権利確定後				
期首(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	537	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—
失効(株)	1	—	—	—
未行使残(株)	536	—	—	—

②単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日	平成20年10月16日
権利行使価格(円)	180,000	186,000	186,000	136,353
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	129,556	118,531	73,724

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(第2回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動率 70.08%

平成19年3月8日～平成19年10月1日(6ヶ月と23日間)の株価変動率に、類似会社の6ヶ月と23日間の株価変動率に対する上場後10ヶ月目から平成19年10月1日までの株価変動率の比を乗じて算定しております。

② 予想残存期間 (役員) 4.5～5年

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。また、1年間に行使できる新株予約権に限りがあることを考慮し、予想残存期間を分けて見積を行っております。

③ 予想配当 0円/株

平成19年3月期の配当実績によっております。

④ 無リスク利率 (役員) 1.152%～1.205%

予想残存期間に対応する国債の利回りを基準といたしました。

(第3回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動率 70.08%

平成19年3月8日～平成19年10月1日(6ヶ月と23日間)の株価変動率に、類似会社の6ヶ月と23日間の株価変動率に対する上場後10ヶ月目から平成19年10月1日までの株価変動率の比を乗じて算定しております。

② 予想残存期間 (従業員) 3.5～4年

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。また、1年間に行使できる新株予約権に限りがあることを考慮し、予想残存期間を分けて見積を行っております。

③ 予想配当 0円/株

平成19年3月期の配当実績によっております。

④ 無リスク利率 (従業員) 0.994%～1.075%

予想残存期間に対応する国債の利回りを基準といたしました。

(第4回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動率 87.42%

平成19年3月8日～平成20年10月31日(19ヶ月と24日間)の株価変動率に、類似会社の19ヶ月と24日間の株価変動率に対する付与日から2年間の株価変動率の比を乗じて算定しております。

② 予想残存期間 (役員) 4.954年

③ 予想配当 0円/株

平成20年3月期の配当実績によっております。

④ 無リスク利子率 (役員) 0.883%

予想残存期間に対応する国債の利回りがいないため、予想残存期間に近似する残存期間の分離元本振替国債の付与日における市場利回りを基準といたしました。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 連結会計年度末における本源的価値の合計額等

	第1回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日
当連結会計年度末における本源的価値の合計額(千円)	—
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額(千円)	—

(注) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額は、期末日の株価に基づいて算定しております。

(税効果会計関係)

当連結会計年度
(平成21年3月31日)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

① 流動資産	
未払事業税	14,000千円
賞与引当金	20,053千円
保証履行引当金	2,045千円
支払手数料否認	2,918千円
その他	4,180千円
計	<u>43,199千円</u>
② 固定資産	
役員退職慰労引当金	13,908千円
計	<u>13,908千円</u>
評価性引当額	<u>△13,908千円</u>
差引	<u>一千円</u>
繰延税金資産合計	<u>43,199千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8%
住民税均等割	1.2%
評価性引当額	1.0%
その他	<u>0.1%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>44.8%</u>

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社及び連結子会社の事業は、信用保証事業ならびにこれらの付帯事業の単一事業であります。したがって、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
海外売上高がないため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	伊藤忠商事(株)	東京都港区	202,241	総合商社	(被所有) 直接31.7	売上債権の保証等 役員の兼任	保証売上 (保証残高) (注)2	89,525 (2,962,000)	前受金	42,465

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	伊藤忠プラスチック㈱	東京都渋谷区	1,000	合成樹脂板等卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	37,122 (1,867,500)	前受金	35,891
その他の関係会社の子会社	伊藤忠紙パルプ㈱	東京都中央区	500	和洋紙卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	8,212 (203,000)	前受金	6,648
その他の関係会社の子会社	伊藤忠ケミカルフロンティア㈱	東京都港区	1,100	化学製品卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	1,017 (44,000)	前受金	782
その他の関係会社の子会社	I F A㈱	東京都港区	90	服飾雑貨の販売・輸出入	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	3,389 (250,500)	前受金	213
その他の関係会社の子会社	伊藤忠ホームファッション㈱	東京都中央区	335	寝具類卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	5,504 (444,000)	前受金	5,172
その他の関係会社の子会社	㈱ユニコ	東京都中央区	50	婦人・子供服卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	2,498 (102,500)	前受金	832
その他の関係会社の子会社	三興プログレス㈱	東京都新宿区	150	その他の各種商品卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	1,809 (37,500)	前受金	709
その他の関係会社の子会社	コンバースフットウェア㈱	東京都千代田区	350	靴卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	5,297 (195,000)	前受金	1,054
その他の関係会社の子会社	㈱エヌ・エフ・シー	東京都渋谷区	100	スポーツ用品卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	837 (61,000)	前受金	1,583
その他の関係会社の子会社	イトービアホーム㈱	東京都千代田区	200	木造建築工事業	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	1,752 (80,000)	前受金	5,257
その他の関係会社の子会社	㈱ロイネ	大阪府箕面市	480	下着類卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	1,938 (53,000)	前受金	1,132

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	92,078.85円
1株当たり当期純利益金額	13,471.19円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	希薄化効果を有している 潜在株式が存在しないた め記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	2,261,069
普通株式に係る純資産額(千円)	1,859,992
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	401,076
(うち新株予約権)	18,150
(うち少数株主持分)	382,926
普通株式の発行済株式数(株)	20,200
普通株式の自己株式数(株)	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	20,200

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益(千円)	272,118
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	272,118
期中平均株式数(株)	20,200
潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額	
当期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	第1回～第4回ストック・オプション この概要は「第4 提出 会社の状況 1. 株式等 の状況(2) 新株予約権 等の状況」に記載のと おりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	—	1,192	3.9	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	6,422	3.9	平成22年4月4日～ 平成27年2月28日
合計	—	7,614	—	—

(注) 1 「平均利率」については、リース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,236	1,282	1,330	1,379

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	第2四半期 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	第3四半期 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	第4四半期 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高 (百万円)	—	663	725	747
税金等調整前 四半期純利益金額 (百万円)	—	135	136	120
四半期純利益金額 (百万円)	—	77	77	68
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	—	3,834.22	3,813.21	3,394.87

(注) 第1四半期については、連結財務諸表を作成していないため、記載は省略しております。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 2,616,129	※2 2,527,883
売掛金	9,804	8,421
前払費用	※3 242,170	※3 274,904
繰延税金資産	17,713	38,137
未収入金	100,752	83,974
その他	511	3,339
流動資産合計	2,987,082	2,936,660
固定資産		
有形固定資産		
建物	36,149	40,546
減価償却累計額	△9,496	△13,844
建物（純額）	26,653	26,702
工具、器具及び備品	32,042	32,980
減価償却累計額	△9,759	△17,606
工具、器具及び備品（純額）	22,283	15,373
リース資産	—	7,391
減価償却累計額	—	△201
リース資産（純額）	—	7,189
有形固定資産合計	48,936	49,265
無形固定資産		
ソフトウェア	12,105	12,221
無形固定資産合計	12,105	12,221
投資その他の資産		
投資有価証券	—	※2 493,137
その他の関係会社有価証券	—	399,969
長期前払費用	363	531
繰延税金資産	—	2,594
敷金及び保証金	49,785	64,171
投資その他の資産合計	50,149	960,403
固定資産合計	111,191	1,021,890
資産合計	3,098,274	3,958,551

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	56,583	79,003
リース債務	—	1,192
未払金	29,391	55,314
未払費用	8,355	14,926
未払法人税等	119,975	184,724
前受金	※1, ※4 1,209,071	※1, ※4 1,650,820
賞与引当金	15,518	49,283
その他	3,239	4,537
流動負債合計	1,442,135	2,039,803
固定負債		
リース債務	—	6,422
役員退職慰労引当金	22,896	34,182
長期預り保証金	40,000	—
固定負債合計	62,896	40,604
負債合計	1,505,031	2,080,408
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,048,575	1,048,575
資本剰余金		
資本準備金	458,575	458,575
資本剰余金合計	458,575	458,575
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	80,724	352,842
利益剰余金合計	80,724	352,842
株主資本合計	1,587,874	1,859,992
新株予約権	5,367	18,150
純資産合計	1,593,242	1,878,142
負債純資産合計	3,098,274	3,958,551

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売上高	1,930,359	2,703,318
売上原価		
支払保証料	817,566	1,185,587
支払手数料	82,662	130,884
売上原価合計	900,228	1,316,472
売上総利益	1,030,130	1,386,846
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	29,970	37,188
役員報酬	57,123	69,921
給料及び手当	256,755	318,096
賞与引当金繰入額	15,518	49,065
役員退職慰労引当金繰入額	9,087	11,285
減価償却費	14,381	17,321
賃借料	11,241	7,908
地代家賃	59,008	63,345
情報システム費	6,817	15,302
旅費及び交通費	31,117	36,738
その他	218,425	269,576
販売費及び一般管理費合計	709,447	895,750
営業利益	320,683	491,095
営業外収益		
受取利息	10,357	6,487
有価証券利息	—	4,949
その他	60	43
営業外収益合計	10,417	11,479
営業外費用		
支払利息	—	45
匿名組合投資損失	—	10,030
営業外費用合計	—	10,076
経常利益	331,100	492,499
特別損失		
固定資産除却損	※ 124	※ 2,985
特別損失合計	124	2,985
税引前当期純利益	330,976	489,513
法人税、住民税及び事業税	118,410	240,413
法人税等調整額	27,397	△23,017
法人税等合計	145,808	217,395
当期純利益	185,168	272,118

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,048,575	1,048,575
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,048,575	1,048,575
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	458,575	458,575
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	458,575	458,575
資本剰余金合計		
前期末残高	458,575	458,575
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	458,575	458,575
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△104,443	80,724
当期変動額		
当期純利益	185,168	272,118
当期変動額合計	185,168	272,118
当期末残高	80,724	352,842
利益剰余金合計		
前期末残高	△104,443	80,724
当期変動額		
当期純利益	185,168	272,118
当期変動額合計	185,168	272,118
当期末残高	80,724	352,842
株主資本合計		
前期末残高	1,402,706	1,587,874
当期変動額		
当期純利益	185,168	272,118
当期変動額合計	185,168	272,118
当期末残高	1,587,874	1,859,992

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
新株予約権		
前期末残高	—	5,367
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,367	12,782
当期変動額合計	5,367	12,782
当期末残高	5,367	18,150
純資産合計		
前期末残高	1,402,706	1,593,242
当期変動額		
当期純利益	185,168	272,118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,367	12,782
当期変動額合計	190,535	284,900
当期末残高	1,593,242	1,878,142

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	330,976
減価償却費	14,381
株式報酬費用	5,367
賞与引当金の増減額 (△は減少)	15,518
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	9,087
受取利息	△10,357
固定資産除却損	124
売上債権の増減額 (△は増加)	2,246
仕入債務の増減額 (△は減少)	12,581
前払費用の増減額 (△は増加)	△44,353
未収入金の増減額 (△は増加)	38,191
前受金の増減額 (△は減少)	268,460
その他	△13,873
小計	628,351
利息の受取額	8,482
法人税等の支払額	△2,430
営業活動によるキャッシュ・フロー	634,403
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△1,200,000
定期預金の払戻による収入	2,050,000
有形固定資産の取得による支出	△21,256
無形固定資産の取得による支出	△6,928
敷金及び保証金の差入による支出	△6,033
投資活動によるキャッシュ・フロー	815,782
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,450,185
現金及び現金同等物の期首残高	615,943
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,066,129

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法		(1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) (2) その他の関係会社有価証券 匿名組合が獲得した純損益の持分相当額について、営業外費用又は収益に計上するとともに、同額を匿名組合出資金に加減しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法		クレジット・デフォルト・スワップ 債務保証に準じた処理
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15年 工具、器具及び備品 4～5年 (会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。 (追加情報)</p> <p>法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15年 工具、器具及び備品 4～5年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、所有権移転外ファイナンスリース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))の適用初年度開始前(平成20年3月31日以前)の取引については、引き続き通常の賃貸借取引に</p>

		<p>係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(会計処理の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準の適用初年度開始前(平成20年3月31日以前)の取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
4 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 同左</p>
5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>—————</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>—————</p>
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<p>※1 関係会社に対する負債のうち主なものは次のとおりであります。</p> <p>前受金 24,819千円</p>	<p>※1 関係会社に対する負債のうち主なものは次のとおりであります。</p> <p>前受金 42,465千円</p>
<p>※2 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>現金及び預金(定期預金) 550,000千円</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。 当社は保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、その履行義務の保証を金融機関に依頼しておりますが、それに係る担保として上記の定期預金を差し入れております。</p>	<p>※2 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>現金及び預金(定期預金) 600,000千円 投資有価証券(国債) 493,137千円</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。 当社は保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、その履行義務の保全を目的として上記資産を担保として差し入れております。</p>
<p>※3 前払費用 主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。</p>	<p>※3 前払費用 同左</p>
<p>※4 前受金 当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。</p>	<p>※4 前受金 同左</p>
<p>5 偶発債務 保証債務 77,835,000千円 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。 なお、これに係る保証債務については、金融機関等による保険及び保証によって全額補填されております。</p>	<p>5 偶発債務 保証債務 93,711,990千円 同左</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※ 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <p>工具、器具及び備品 124千円</p>	<p>※ 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <p>建物 1,043千円 工具、器具及び備品 1,941千円 <u>合計</u> 2,985千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	20,200	—	—	20,200

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	5,367	
合計		—	—	—	—	5,367	

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

発行済株式に関する事項、新株予約権に関する事項については、当事業年度より連結財務諸表の注記として記載しております。

なお、自己株式の種類及び株式数に関する事項については、該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)	当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度に係るキャッシュ・フロー計算書につきましては作成しておりません。
現金及び預金	2,616,129千円
預入期間3か月超の定期預金	△550,000千円
現金及び現金同等物	2,066,129千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																				
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>4,564</td> <td>3,613</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>3,080</td> <td>1,129</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,644</td> <td>4,742</td> <td>2,901</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">1,620千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,399千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">3,019千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">3,052千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">2,847千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">150千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価格相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具及び備品	4,564	3,613	950	ソフトウェア	3,080	1,129	1,950	合計	7,644	4,742	2,901	1年内	1,620千円	1年超	1,399千円	合計	3,019千円	支払リース料	3,052千円	減価償却費相当額	2,847千円	支払利息相当額	150千円	<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容 有形固定資産 本社及び各支店における什器・備品であります。</p> <p>②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前(平成20年3月31日以前)のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>3,080</td> <td>1,745</td> <td>1,334</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,080</td> <td>1,745</td> <td>1,334</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">632千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">766千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,399千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,698千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,566千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">76千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価格相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	ソフトウェア	3,080	1,745	1,334	合計	3,080	1,745	1,334	1年内	632千円	1年超	766千円	合計	1,399千円	支払リース料	1,698千円	減価償却費相当額	1,566千円	支払利息相当額	76千円
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																		
器具及び備品	4,564	3,613	950																																																		
ソフトウェア	3,080	1,129	1,950																																																		
合計	7,644	4,742	2,901																																																		
1年内	1,620千円																																																				
1年超	1,399千円																																																				
合計	3,019千円																																																				
支払リース料	3,052千円																																																				
減価償却費相当額	2,847千円																																																				
支払利息相当額	150千円																																																				
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																		
ソフトウェア	3,080	1,745	1,334																																																		
合計	3,080	1,745	1,334																																																		
1年内	632千円																																																				
1年超	766千円																																																				
合計	1,399千円																																																				
支払リース料	1,698千円																																																				
減価償却費相当額	1,566千円																																																				
支払利息相当額	76千円																																																				

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当事業年度より連結財務諸表の注記として記載しております。なお、子会社株式で時価のあるものはありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当事業年度より連結財務諸表の注記として記載しております。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 退職給付制度として確定拠出年金制度を採用して おります。	当事業年度より連結財務諸表の注記として記載して おります。
2 退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金拠出額 2,140千円	

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 5,367千円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社従業員 30名	当社取締役 3名	当社従業員 2名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 695株	普通株式 190株	普通株式 60株
付与日	平成18年10月31日	平成19年10月1日	平成19年10月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間(注)3	平成18年10月31日～平成23年10月31日	平成19年10月1日～平成22年6月29日	平成19年10月1日～平成21年6月29日
権利行使期間(注)3	平成20年11月1日～平成26年10月31日	平成22年6月30日～平成26年6月29日	平成21年6月30日～平成25年6月29日

(注) 1 スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

2 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要す。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

3 対象勤務期間と権利行使期間との重複期間については、権利が段階的に確定いたします。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日
権利確定前			
期首(株)	695	—	—
付与(株)	—	190	60
失効(株)	158	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	537	190	60
権利確定後			
期首(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	—	—	—

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日
権利行使価格(円)	180,000	186,000	186,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	129,556	118,531

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(第2回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動率 70.08%

平成19年3月8日～平成19年10月1日（6ヶ月と23日間）の株価変動率に、類似会社の6ヶ月と23日間の株価変動率に対する上場後10ヶ月目から平成19年10月1日までの株価変動率の比を乗じて算定しております。

② 予想残存期間（役員） 4.5～5年

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。また、1年間に行使できる新株予約権に限りがあることを考慮し、予想残存期間を分けて見積を行っております。

③ 予想配当 0円/株

平成19年3月期の配当実績によっております。

④ 無リスク利子率（役員） 1.152%～1.205%

予想残存期間に対応する国債の利回りを基準としております。

(第3回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動率 70.08%

平成19年3月8日～平成19年10月1日（6ヶ月と23日間）の株価変動率に、類似会社の6ヶ月と23日間の株価変動率に対する上場後10ヶ月目から平成19年10月1日までの株価変動率の比を乗じて算定しております。

② 予想残存期間（従業員） 3.5～4年

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。また、1年間に行使できる新株予約権に限りがあることを考慮し、予想残存期間を分けて見積を行っております。

③ 予想配当 0円/株

平成19年3月期の配当実績によっております。

④ 無リスク利子率（従業員） 0.994%～1.075%

予想残存期間に対応する国債の利回りを基準としております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 事業年度末における本源的価値の合計額等

	第1回ストック・オプション
会社名	提出会社
決議年月日	平成18年10月31日
事業年度末における本源的価値の合計額（千円）	13,962
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額（千円）	—

(注) 当事業年度末における本源的価値の合計額は、期末日の株価に基づいて算定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当事業年度より連結財務諸表の注記として記載しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																																														
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>① 流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">9,487千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">6,314千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,912千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">17,713千円</td> </tr> </table> <p>② 固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">9,316千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">9,316千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△9,316千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">差引</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">17,713千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.9%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.1%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">44.1%</td> </tr> </table>	未払事業税	9,487千円	賞与引当金	6,314千円	その他	1,912千円	計	17,713千円	役員退職慰労引当金	9,316千円	計	9,316千円	評価性引当額	△9,316千円	差引	—	繰延税金資産合計	17,713千円	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%	住民税均等割	1.5%	評価性引当額	1.1%	その他	△0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1%	<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>① 流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">14,000千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">20,053千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">4,083千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">38,137千円</td> </tr> </table> <p>② 固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">13,908千円</td> </tr> <tr> <td>匿名組合投資損失</td> <td style="text-align: right;">2,594千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">16,502千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△13,908千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">差引</td> <td style="text-align: right;">2,594千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">40,731千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.7%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.2%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">0.9%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.1%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">44.4%</td> </tr> </table>	未払事業税	14,000千円	賞与引当金	20,053千円	その他	4,083千円	計	38,137千円	役員退職慰労引当金	13,908千円	匿名組合投資損失	2,594千円	計	16,502千円	評価性引当額	△13,908千円	差引	2,594千円	繰延税金資産合計	40,731千円	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%	住民税均等割	1.2%	評価性引当額	0.9%	その他	△0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4%
未払事業税	9,487千円																																																														
賞与引当金	6,314千円																																																														
その他	1,912千円																																																														
計	17,713千円																																																														
役員退職慰労引当金	9,316千円																																																														
計	9,316千円																																																														
評価性引当額	△9,316千円																																																														
差引	—																																																														
繰延税金資産合計	17,713千円																																																														
法定実効税率 (調整)	40.7%																																																														
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%																																																														
住民税均等割	1.5%																																																														
評価性引当額	1.1%																																																														
その他	△0.1%																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1%																																																														
未払事業税	14,000千円																																																														
賞与引当金	20,053千円																																																														
その他	4,083千円																																																														
計	38,137千円																																																														
役員退職慰労引当金	13,908千円																																																														
匿名組合投資損失	2,594千円																																																														
計	16,502千円																																																														
評価性引当額	△13,908千円																																																														
差引	2,594千円																																																														
繰延税金資産合計	40,731千円																																																														
法定実効税率 (調整)	40.7%																																																														
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%																																																														
住民税均等割	1.2%																																																														
評価性引当額	0.9%																																																														
その他	△0.1%																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4%																																																														

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社には子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	伊藤忠商事㈱	東京都港区	202,241	総合商社	(被所有) 直接31.7	兼務1名	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	75,592 (3,257,500)	前受金	24,819

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

2 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	伊藤セラテック(株)	愛知県瀬戸市	410	セラミック製品販売	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	1,282 (114,000)	前受金	1,031
その他の関係会社の子会社	伊藤プラスチック(株)	東京都渋谷区	1,000	合成樹脂板等卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	36,728 (1,788,000)	前受金	25,635
その他の関係会社の子会社	伊藤忠紙パ(株)	東京都中央区	500	和洋紙卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	5,063 (191,000)	前受金	6,178
その他の関係会社の子会社	伊藤忠ケミカロイア(株)	東京都港区	1,100	化学製品卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	1,365 (56,000)	前受金	946
その他の関係会社の子会社	I F A(株)	東京都港区	90	服飾雑貨の販売・輸出入	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	3,279 (295,000)	前受金	0
その他の関係会社の子会社	伊藤忠ホームション(株)	東京都中央区	335	寝具類卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	4,042 (401,000)	前受金	195
その他の関係会社の子会社	伊藤忠ファイナ(株)	東京都港区	3,470	事業者向け貸金業	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	5,871 (453,000)	前受金	6,573
その他の関係会社の子会社	伊藤忠建材(株)	東京都中央区	500	木材・竹材卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	1,932 (178,000)	前受金	4,330
その他の関係会社の子会社	(株)アイ・シー・エス	東京都港区	240	自動車用部品卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	1,940 (500,500)	前受金	1,286
その他の関係会社の子会社	シーアイウツド(株)	茨城県常総市	80	造作材製造	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	2,547 (199,000)	前受金	2,801
その他の関係会社の子会社	三興ブレス(株)	東京都新宿区	150	その他の各種商品卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	1,003 (32,500)	前受金	389
その他の関係会社の子会社	コンバフウェア(株)	東京都千代田区	350	靴卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	3,600 (117,500)	前受金	575
その他の関係会社の子会社	(株)エヌ・エフ・シー	東京都渋谷区	100	スポーツ用品卸売業	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	367 (70,000)	前受金	880
その他の関係会社の子会社	イトーピアホーム(株)	東京都千代田区	200	木造建築工事業	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	2,293 (177,000)	前受金	2,494
その他の関係会社の子会社	(株)ロイネ	大阪府箕面市	480	下着類卸売業	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	806 (53,000)	前受金	1,129

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当事業年度より連結財務諸表の注記として記載しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	78,607円66銭	1株当たり純資産額	92,078円85銭
1株当たり当期純利益金額	9,166円75銭	1株当たり当期純利益金額	13,471円19銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	9,101円44銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	希薄化効果を有している 潜在株式が存在しないた め記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,593,242	1,878,142
普通株式に係る純資産額(千円)	1,587,874	1,859,992
差額の内容(千円) 新株予約権	5,367	18,150
普通株式の発行済株式数(株)	20,200	20,200
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	20,200	20,200

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	185,168	272,118
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	185,168	272,118
期中平均株式数(株)	20,200	20,200
潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	144	—
(うち新株予約権(株))	144	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	—	第1回～第4回ストック・オプション この概要は「第4 提出 会社の状況 1. 株式等 の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)														
<p>1. 当社取締役に対するストックオプションの付与について</p> <p>平成20年6月24日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、当社取締役に対する報酬として特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>この詳細については「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (8)ストック・オプション制度の内容」に記載しております。</p> <p>2. 匿名組合出資について</p> <p>当社は、平成20年5月27日開催の取締役会において、クレジット・クリエイション1号合同会社を営業者とする匿名組合への出資を決議いたしました。</p> <p>(1)匿名組合出資の目的</p> <p>当該匿名組合は信用リスクへの投資を目的として組成されたものであり、当社は①信用リスク流動化の受け皿を多様化すること、②匿名組合出資を通じて、実質的に信用リスクを当社で引受けることを目的として、当該匿名組合に出資することにいたしました。</p> <p>(2)匿名組合の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①営業者</td> <td>クレジット・クリエイション1号合同会社</td> </tr> <tr> <td>②組成年月日</td> <td>平成20年6月下旬(予定)</td> </tr> <tr> <td>③事業の内容</td> <td>企業の信用リスクへの投資(クレジット・デリバティブの取得、運用及び処分等)</td> </tr> <tr> <td>④匿名組合出資の総額</td> <td>800,000千円</td> </tr> </table> <p>(3)匿名組合出資の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①当社の出資額</td> <td>410,000千円</td> </tr> <tr> <td>②当社の出資割合</td> <td>51%</td> </tr> <tr> <td>③出資年月日</td> <td>平成20年6月下旬(予定)</td> </tr> </table> <p>(4)出資資金の調達方法</p> <p>手元資金によります。</p>		①営業者	クレジット・クリエイション1号合同会社	②組成年月日	平成20年6月下旬(予定)	③事業の内容	企業の信用リスクへの投資(クレジット・デリバティブの取得、運用及び処分等)	④匿名組合出資の総額	800,000千円	①当社の出資額	410,000千円	②当社の出資割合	51%	③出資年月日	平成20年6月下旬(予定)
①営業者	クレジット・クリエイション1号合同会社														
②組成年月日	平成20年6月下旬(予定)														
③事業の内容	企業の信用リスクへの投資(クレジット・デリバティブの取得、運用及び処分等)														
④匿名組合出資の総額	800,000千円														
①当社の出資額	410,000千円														
②当社の出資割合	51%														
③出資年月日	平成20年6月下旬(予定)														

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

投資有価証券	満期保有目的の債券	銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
		第70回利付国債	500,000	493,137

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	36,149	4,893	497	40,546	13,844	4,497	26,702
工具、器具及び備品	32,042	3,711	2,772	32,980	17,606	8,988	15,373
リース資産	—	7,391	—	7,391	201	201	7,189
有形固定資産計	68,192	15,996	3,269	80,918	31,653	13,688	49,265
無形固定資産							
ソフトウェア	16,590	3,749	—	20,340	8,118	3,633	12,221
無形固定資産計	16,590	3,749	—	20,340	8,118	3,633	12,221
長期前払費用	495	314	—	809	278	146	531
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	15,518	49,283	15,300	218	49,283
役員退職慰労引当金	22,896	11,285	—	—	34,182

(注) 賞与引当金の当期減少「その他」は、当事業年度における賞与の実際支給額が前事業年度末における支給見込額を下回ったことによる戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	1,427,883
定期預金	1,100,000
小計	2,527,883
合計	2,527,883

② 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
りそな決済サービス株式会社	2,281
株式会社BIGRENTAL	1,777
コマツレンタル株式会社	1,493
日本管材センター株式会社	1,023
ジンクエクセル株式会社	405
その他	1,440
合計	8,421

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
9,804	2,704,387	2,705,770	8,421	99.7	1.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 前払費用

相手先	金額(千円)
三井住友海上火災保険株式会社	113,435
A I U 保険会社	80,589
日本興亜損害保険株式会社	19,778
株式会社トータル保険サービス	4,845
株式会社静岡銀行	2,909
その他	53,345
合計	274,904

④ 未収入金

相手先	金額(千円)
あいおい損害保険株式会社	62,198
三井住友海上火災保険株式会社	12,045
日本興亜損害保険株式会社	6,718
興銀リース株式会社	1,799
A I U 保険会社	1,033
その他	179
合計	83,974

⑤ その他の関係会社有価証券

相手先	金額(千円)
クレジット・クリエイション1号匿名組合	399,969
合計	399,969

⑥ 買掛金

相手先	金額(千円)
あいおい損害保険株式会社	54,503
株式会社損害保険ジャパン	10,487
東京リース株式会社	8,045
伊藤忠キャピタル証券株式会社	2,631
N I S リース株式会社	1,132
その他	2,203
合計	79,003

⑦ 前受金

相手先	金額(千円)
伊藤忠商事株式会社	42,465
伊藤忠プラスチック株式会社	35,891
株式会社日立ハウステック	34,580
野原産業株式会社	26,855
日鐵商事株式会社	26,531
その他	1,484,496
合計	1,650,820

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末から3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	該当事項はありません。
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.eguarantee.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第8期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) 平成20年6月24日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第9期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 平成20年8月14日関東財務局長に提出

第9期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) 平成20年11月14日関東財務局長に提出

第9期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) 平成21年2月13日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書
平成20年8月27日関東財務局長に提出

(4) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 第7期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 平成20年9月18日関東財務局長に提出

事業年度 第8期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) 平成20年9月18日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月23日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 勝 又 三 郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 一 利 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積の評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・ギャランティ株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、イー・ギャランティ株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大庭 四志次 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 服部 一利 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成20年5月27日開催の取締役会において匿名組合出資を行なうことを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月23日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 勝 又 三 郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 一 利 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月24日
【会社名】	イー・ギャランティ株式会社
【英訳名】	e G u a r a n t e e , I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江 藤 公 則
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 馬 場 豊 吉
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【縦覧に供する場所】	イー・ギャランティ株式会社 大阪支店 (大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号) イー・ギャランティ株式会社 九州支店 (福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号) イー・ギャランティ株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市西区牛島町六番1号) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長江藤公則及び最高財務責任者馬場豊吉は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社クレジット・クリエイション1号匿名組合につきましては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結子会社クレジット・クリエイション1号匿名組合を除く全ての拠点を「重要な拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点におきましては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売上高」、「売上原価」、「売掛金」、「未収入金」、「前払費用」、「買掛金」、及び「前受金」に、また、注記項目として「保証残高」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な事業拠点に拘わらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積や予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成21年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月24日
【会社名】	イー・ギャランティ株式会社
【英訳名】	e G u a r a n t e e , I n c
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江 藤 公 則
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 馬 場 豊 吉
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【縦覧に供する場所】	イー・ギャランティ株式会社 大阪支店 (大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号) イー・ギャランティ株式会社 九州支店 (福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号) イー・ギャランティ株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市西区牛島町六番1号) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長江藤公則及び当社最高財務責任者馬場豊吉は、当社の第9期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。